

平成 3 0 年

厚生委員会会議録

と き 平成30年2月27日

品 川 区 議 会

平成30年 品川区議会厚生委員会

日 時 平成30年 2月27日 (火) 午前10時00分～午後 3時40分
場 所 品川区議会 議会棟 6階 第1委員会室

出席委員 委員長 石田 秀男 君 副委員長 石田 ちひろ 君
委員 鈴木 真澄 君 委員 若林 ひろき 君
委員 浅野 ひろゆき 君 委員 鈴木 ひろ子 君
委員 大倉 たかひろ 君

出席説明員 中川 原 副 区 長 永尾 福 祉 部 長
大串 福 祉 計 画 課 長 寺嶋 高 齢 者 福 祉 課 長
臨時 給 付 金 担 当 課 長 兼 務
松山 高 齢 者 地 域 支 援 課 長 中山 参 事 (障 害 者 福 祉 課 長 事 務 取 扱)
飛田 障 害 者 施 策 推 進 担 当 課 長 矢 木 生 活 福 祉 課 長
西田 健 康 推 進 部 長 品 川 区 保 健 所 長 兼 務 川 島 健 康 課 長
三ッ橋 国 保 医 療 年 金 課 長 井 浦 品 川 区 保 健 所 生 活 衛 生 課 長
舟木 品 川 区 保 健 所 保 健 予 防 課 長 鷹 箸 参 事 (品 川 区 保 健 所
品 川 保 健 セ ン タ ー 所 長 事 務 取 扱)
間部 品 川 区 保 健 所 大 井 保 健 セ ン タ ー 所 長 榎 本 品 川 区 保 健 所 荏 原 保 健 セ ン タ ー 所 長

○午前10時00分開会

○石田（秀）委員長

ただいまより、厚生委員会を開会いたします。

本日は、お手元の審査・調査予定表のとおり、請願・陳情審査、報告事項、所管事務調査およびその他と進めてまいります。また、昨日申し上げましたとおり、委員会終了後に議会報告会の委員会報告に
関してのご意見を伺いたいと思います。

本日も効率的な委員会運営にご協力よろしくお願い申し上げます。

なお、本日は4名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。1名の方からは録音申請が出て
おりますので、これを許可いたしました。

1 請願・陳情審査

(1) 平成30年請願第2号 国民健康保険料の負担軽減を求める請願

○石田（秀）委員長

まず、予定表1、請願・陳情審査を行います。

まず、(1)平成30年請願第2号、国民健康保険料の負担軽減を求める請願を議題に供します。

本件は、初めての審査になりますので、書記に朗読をさせます。

[書記朗読]

○石田（秀）委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件に関しまして、理事者よりご説明願います。

○三ッ橋国保医療年金課長

請願第2号の関連で、国民健康保険料について、説明いたします。

まず、国民健康保険料は、0歳から74歳までの方で、社会保険など他の保険に加入の方や生活保護
の方を除く全ての方が対象となっております。国民皆保険制度の相互扶助の考え方に基づいた制度で
ございます。平成29年度は賦課割合、所得割合対均等割が58対42、基礎分7.47%、均等割額基礎
分が3万8,400円、賦課限度額54万円、1人当たり保険料は11万8,441円となっております。

4月の厚生委員会でも説明しておりますが、平成30年度からは都道府県が財政運営の主体となり、
国保運営に中心的な役割を担い制度を安定化させます。品川区といたしましては、統一保険料方式に賛
同し、引き続き対応してまいります。特別区長会や全国知事会からは、国庫負担金の引き上げや多子世
帯への対応を国に対して要望しております。保険料の負担軽減策といたしましては、これまでも軽減措
置、賦課限度額の設定、均等割軽減・免除などを実施してまいりました。平成30年度からは、賦課限
度額の引き上げ、均等割軽減額7割・5割・2割の引き上げを継続、均等割軽減判定所得の引き上げな
どを実施してまいります。

法定外繰入金についてですが、国からは赤字解消のため、法定外繰入金を解消するよう求められてお
ります。法定外繰入金をこれまでどおり継続することや、これまでの削減分をもとに戻すことは、国の
方針や特別区長会の決定と相違しているため困難でございます。急激な保険料の上昇を抑えるため、国
は6年間の激変緩和措置を実施し、また都も追随して6年間の対策を実施し、特別区といたしましても6
年間の激変緩和措置を実施してまいります。

制度の活用の周知につきましては、これまでも広報しながら、ホームページ、ケーブルテレビにて広

く周知し、また「こんにちは国保です」、「わかりやすい国保」などのお知らせなどで、各被保険者にも周知しております。今後も引き続き広報しながら、ホームページ、ケーブルテレビ、「こんにちは国保です」、「わかりやすい国保」などでお知らせしてまいります。

国民健康保険制度運営が引き続き存続、維持できますよう、ご理解、ご協力をお願いいたします。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

それでは、本請願につきまして、ご質疑、ご意見等がございましたら、ご発言願います。

○鈴木（ひ）委員

国民健康保険、本請願にも高過ぎて払えないというのがまず初めに出てくるわけなのですが、本当に国保料が毎年値上げになって高過ぎて払えないというのが、多くの滞納者の方の思いだと思いますし、国保加入者の多くの方が高過ぎるとするのは本当に思っていることだと思うのです。多分、課長にしても部長にしても、そういうことで高いということを答弁されているところですので本当にそう思われていると思うのですけれども、私は改めてこの間の国保の改悪によってどれだけ上がってきたかというところを経年的に見ると、それが本当にどれだけ負担増になっているかを、私は毎回そのたびに計算して思うのです。

例えば、ずっと私が追いかけているのが、40代夫婦で子ども2人、自営業の年間所得300万円の方なのですが、2010年のときはまだ国保の計算の仕方が旧ただし書きではなくて住民税をもとにした計算の仕方だったので、このときは34万円だったのです。それが本当に扶養控除とかさまざまな控除が認められないことになりましたので、一気にこういう方は上がるのですけれども、そしてその計算の仕方を変えて、さらに高額療養費の法定外繰入を経年的にやめてきたというところがありまして、2017年度では52万円に上がっているのです。これは本当に7年間で18万円も上がってしまった。また、40代で子ども2人の母子家庭の方は、年収311万円で、これは所得にすると200万円切るので、そういう方の保険料が21万円から34万円になってしまったという状況なのです。つまり、先に述べた自営業の年間所得300万円で子ども2人の40代夫婦の場合は、所得からすると1カ月25万円から、国保というのは10回払いですので、毎月5万2,000円ずつ払うという、これほどの負担というところなので、これは本当に高過ぎる。しかも、健康保険からしても、協会けんぽからしても負担割合が高いというのがずっと問題になってきたというのがこの国保だと思うのです。それをあえて値上げするという、今まで税金で負担軽減をしていたのを税金投入をやめて値上げをすることに対する矛盾というところはどうか考えられているのかということをお聞かせいただきたいのが1点です。

それともう一つ、私は国保の歴史というか国保の成り立ちというところを改めて考えるのが必要なのではないかと思うのですけれども、「東京の国保」というのをいただいています、この2017年1月号のところに、国保の拡大によって国民皆保険を達成したことの意義というのを早稲田大学の名誉教授の土田先生が書かれているのですけれども、この中で国民健康保険の拡大によって皆保険制度を達成した意義というのはとても大きく、その役割はいかなる制度をもってもかえられないと思っていると、そういうふうに言われているのです。この皆保険制度がなぜできたかというのをいろいろなところで読んでみますと、新国保法ができるまで、1957年のときは医療保険に32%、2,900万人の方が入っていないという状況で、特に地方の貧しいところで病気になるともう医療にもかからずに命を落としていく、また貧困に追い打ちをかけていくというところで、疾病と貧困の悪循環を断ち切ることが戦後日

本の復興にとってもとても大事なことだという問題意識となって、他の保険に入れない人全て受け入れる、誰も排除しないで全て受け入れる、負担が重くて払えないという人も全て抱え込む制度として1958年12月に成立し、1959年1月に施行、1959年12月に特別区も実施に移されたというのが国民健康保険だと思のですけれども、そういうところからすると、そういう厳しい人全て抱え込む制度なので、税金投入をしなければできないという仕組みとして出発した国保の新制度ということになると思うのです。そういうところからも、国のやり方もどんどん今の国の負担割合を減らし、そしてまた自治体が出しているものまでも減らせという方針そのものが間違っているのではないかと思うのですけれども、そういうところについて、また国保の皆保険としての役割、そこら辺のところもあわせてお聞かせいただけたらと思います。

○三ッ橋国保医療年金課長

今回、法定外繰入金の解消などにより年々値上げしてきているという部分に関しましては、平成27年5月に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の部分が制定されている状況でございます。この中で、委員ご指摘のように、国民健康保険の部分では、やはり年齢構成が高く医療費水準が高い、また財政基盤につきましても所得水準が低い、保険料負担が重い、また保険料の収納率も低下、また一般会計の繰入金等の関係、そして財政の安定性、市町村格差がある、それらを踏まえた上で、今回の平成27年5月の改正があったと捉えております。その中で、やはり国保の財政運営に対するもの、財政運営の安定化ということで都道府県化という今回の広域化がございます。その中で、やはり国としては赤字解消のための法定外繰入金というものを解消するよという、国保ではない、全体の税の部分から国保に來ている部分は解消していくよという考え方が大きくございます。また、保険料は都道府県の中でも各市町村関係の格差、財政運営の格差というものが大きい部分がございますので、やはり標準保険料率というものを考えている状況でございます。

国民健康保険に加入している皆様方にとって、やはりこの財政運営の安定化という部分でございますが、その部分に関しましては、何としましても国保の財政は確保していかなければならないというのが大きくございます。したがって、お一人お一人の相互扶助で成り立っておりますので、皆様方に保険料の部分丁寧説明して、保険を全く使わない方に関しては高いと感じる方も中にはいらっしゃると思うのですが、高額な療養費を使っている方に関しては、高いとは感じていない方も中にはいらっしゃる状況がございます。やはり糖尿病重症化の方に関しましては、非常に大きな金額がかかるということは事実としてございますので、さまざまな方がいらっしゃる状況の中で、国保運営の安定的な、また維持、存続というものに何とぞご理解、ご協力をお願いしたいと思っております。

また、税金投入につきましても、国にはやはりこれからは赤字解消繰り入れ、法定外繰入金というものを解消していくよという考え方がございます。その中で、やはり区といたしましても、法定外繰入金はできる限り解消していかなければならないという国の考え方に基づいて対応してまいりますので、今回の税金投入は間違っているとは考えておりません。ただし、すぐになくなると言っているわけではございませんで、徐々に解消していくと国は申している状況でございます。

○鈴木（ひ）委員

財政運営の安定化ということですが、私は逆ではないかと思うのです。税金が入らない、国保がこれからもっと毎年繰入金をなくしていくということで、今までこれだけ値上げされてきたのにそれをもっと値上げしていくわけです。しかも高過ぎてもう支払いの限度を超えているというのが、都道府県知事会の提言でも出されているのに、それを解消するどころか逆の道を行くわけですよ。もう限界を超えてい

るところで、都道府県知事会でも出しているし、多分区長会や全国市長会なんかにしても、国の負担割合を増やしてくれというのはずっと要望していると思うのです。国保の国庫負担割合を増やすように国に求めてくださいということがここに書かれていますけれども、その要望をさまざまところで出しているのに対して国はどうなのか。国保料を引き下げるところにまで、国が負担割合を1984年のときにどっと上げたわけですけれども、そのところまで持っていけばこんなに苦しむことはなくて済むわけです。

そういうふうなところまで本当に都道府県知事会は1兆円、財政として入れるべきだという主張をしていましたけれども、それに対して国がどういうふうなことを言っているのかということ。またこの国保について先ほどからさまざまところで相互扶助ということと言われるのですが、1959年に新国保法が成立しましたけれども、この第1条には、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」ということで、旧国保法には相互扶助の、「相扶共済の精神」という文言があったのですけれども、この文言がもう消えているのです。相互扶助ではなくて社会保障だよということを述べていまして、だからこそ第4条には、「国及び都道府県の義務」ということで、国民健康保険事業の運営が健全に行われるように国は努めなければならないということ、国の責任という責務も明記されているという状況になっているのです。そういう法律になっているわけです。だから、相互扶助というのは旧法の考え方であって、新国保法は社会保障ということで、国が責任を持って一人一人の国民の生存権を保障することでできているのが、そして、だからこそ税金も投入してやっていくというところまでできたのが、社会保障としての国保ではないかと思うので、その点もお聞かせいただきたいと思います。また、国がそういうふうな、国以外のところではあらゆるところで多分国保への国庫負担の割合を増やすようにということ、何十年来求め続けてきていることに対してどう答えているのかと、そのことについてもお聞かせいただきたいと思います。

○三ッ橋国保医療年金課長

今回委員ご指摘の、特別区長会、また全国市長会からも国庫負担金を上げるように申し入れがあることは私も存じておりまして、その明確な回答という部分につきましては手元にはないのですけれども、今回は激変緩和策をとっております。その中で、やはり1,700億円の部分の激変緩和策というものをとっておりますので、ある程度明確な回答の一つになっているのではないかと推測されます。

また、委員ご指摘の、法律が変わりまして社会保障の考え方という部分でございますけれども、私は相互扶助の上に成り立った社会保障の考え方と考えております。やはり社会保障制度とはいっても相互扶助の考え方が否定されているわけではないと思っております。したがって、相互扶助の考え方に基づいた社会保障と私は考えております。

○鈴木（ひ）委員

保険制度ということで、皆がお金を出し、保険料を払ってということはあるのですけれども、保険制度を使って、国が責任を持って社会保障としてやっているというのがこの国保法だと思うのです。だから、保険制度なのです。保険制度というのは使っているけれども、国が運営に責任を持って、そして社会保障として権利を保障すると。それが私は国保法だと思うのです。

それともう一つ、持続可能というところなのですから、私は持続可能とは何だろうと思うのです。どんどん保険料を上げていって払えない人がつくられ、そこをどんどん追い詰めてまた取り立てて、そしてもうどうにもならなくなったら保険証を受け取りにも来ないという形になってしまうわけです。そういう人がどれだけいるのか把握できないという部分もあると思うのですけれども、国民皆保険制度

そのものが私はこのことによって崩れてくるのではないかと思うのです。窓口でもうどんなに言われても、保険料を払ったら生活が成り立たないから保険証を返しますと言って返したという相談も何人かの方から受けました。保険証を持たないまま本当に病気が悪化して、取り返しのつかない合併症になり、人生を狂わされたという相談も受けましたが、それで皆保険制度と言えるかなと思うのです。そういうところで言うと、私は持続可能な制度というのは形だけあっても中身がないものであれば、それは制度そのものが崩されていて持続可能な制度とは言えないのではないかと思うのですけれども。その点もお聞かせいただきたいと思います。

それから、そういうところで、こういうのは国会の中でもさんざんいろいろやりとりはされているわけですが。そんな中で、やはり法定外を繰り入れるということに対して、自治体が繰り入れを決めた場合、それを国がだめだと言えるのかというやりとりされていて、国は自治体が決めたのであれば、だめだとは言えないと答弁されているわけなのです。だから、一番身近なところで区民の大変な実態を一番つかんでいる区が、やはり法定外繰り入れを今までどおり続けていこうと、23区統一で行うのであれば23区統一のところに今までどおり続けていこう、もうこんなにどんどん負担が増えて、区民を追い詰める制度はもうやりきれないということで働きかけていただいて、23区全部がそうなれば、法定外繰り入れを23区として入れていこうということも可能だと思うのです。私はぜひそういう立場でやっていただきたいと思うのですけれども、その点もお聞かせいただきたいと思います。

それで、改めて直近の滞納者の数、それから短期証、資格証、差し押さえの件数、ここら辺がわかったら教えてください。

○三ツ橋国保医療年金課長

まず、国民健康保険というのは、やはり委員のお話の中にありましたように、一番セーフティーネットとしての役割というものが大きいと思っております。その中で、こちらの請願の中にありますように20%程度の方が滞納されている状況にはなっていますけれども、滞納者以外の方、多くの方、8割の方はきちんと国民健康保険制度の皆保険制度というものをご理解されて、また保険料の利用というものをされている状況にはあります。しかしながら、滞納されている方に関しましては、先ほどの病気になっても保険証を返す方などがいらっしゃるという状況だとおっしゃったと思うのですけれども、我々が窓口できちんと丁寧に説明をしている中では、普通の所得の部分とかそういう部分しかわからない状況がございます。したがって、実際に窓口に来ていただいたりお電話などできちんとお話しして初めて実情がわかったり、またいろいろな生活状況におきましても、やはり生活保護を受けられている方以外の方が国民健康保険に入っている状況ですので、ぎりぎりの方もいらっしゃることは承知しております。そのような方は具体的に教えていただかないと、我々も全然わからない状況なのです。全員皆様が同じ状況ではないというのはご理解いただきたいと思っております。その中で、やはり窓口の対応につきましては、きちんと説明していき、また引き続き丁寧に対応してまいりたいと思います。

あと、直近の滞納世帯等の数値でございますが、今現在、持ち合わせている直近の数値は平成28年度末しかありませんが、1万1,000世帯でございます。あとは滞納短期証の方の部分でございますが、こちらは平成30年1月の、本当にこれは直近の数字なのですが、短期証と資格証の方を合わせると、2,200には達していない状況、二千百数十件でございます。

差し押さえの件数でございますが、調べて改めてお伝えいたします。

○鈴木（ひ）委員

それで、この請願項目の中には、国保への国庫負担を増やすようにということと、それから0歳か

ら18歳までの子どもの均等割を減額してくださいとあります。これも私たち、ずっと何回か議会でも求めてきたのですけれども、都内でも自治体でも既にこの軽減制度をやっている市があるというのも前にご紹介したのですけれども、そういう点で言えば、これは自治体が独自にできることなので、ぜひやっていただきたいなと思います。市長会か区長会でも要望していたのではないかと思うのですけれども、そこら辺のところの要望と、それに対しての議論の進み具合、そこら辺はどうなっているのかということもお聞かせいただきたいと思います。

それから、国民健康保険料の減額・免除制度の充実ということも4番目に書かれているのですけれども、この数はもちろん7割・5割・2割減額という政策減免ではなくて、失業したり災害だったりそういうふうなところでの減額・免除制度もあります。そういう方はどれくらいいらっしゃるのかということと、あと、これを充実できないかということで、急に失業したり廃業したりとか、そういうところで所得がぐっと下がった方とか、そういうふうな方はこの制度を受けることができるのか、どういう場合受けることができるのか、そういう場合はこの制度をどんどん使ってくださいと言えるものなのか、その点についてもお聞かせください。

○三ッ橋国保医療年金課長

差し押さえ件数ですが、811件でございます。また、免除と減額の件数でございますけれども、直近の平成28年度につきましては、免除が37件で、減額につきましては0件でございます。

この周知でございますが、例えば一般減免という部分では災害等により生活が著しく困難になったときなど、申請に基づき保険料を減免または免除をいたします。例えば、東日本大震災の関係でございますとかそのような部分の関係してまいります。

○鈴木（ひ）委員

37件というその方というのはどんなことで免除になったのかという理由と、あと失業とか廃業とか、著しく収入が減ってしまったときというのも対象になるのではないかと思うのですけれども、そういう場合の減額・免除というのも実際は行われているのか、その点についてもお聞かせください。

○三ッ橋国保医療年金課長

詳細は手元にはないのですけれども、具体的に申し上げました東日本大震災の関係で、やはりそのような関係の方がいらっしゃる状況でございます。また、例えば予期せぬ失業、会社が倒産してしまったような方に関しては、そういう減免制度があると記憶しております。

また、先ほどの全国知事会の部分でございますが、国の要望では、全国知事会は平成29年7月27日に「平成30年度国の施策並びに予算に関する提案・要望（社会保障関係）」の中で、9番目として「医療保険制度改革の推進について」というものがございまして、その部分で子どもに係る均等割保険料軽減措置の導入や国定率負担の引上げ等様々な財政支援の方策を講じることと申し上げています。また、一方、特別区長会からも国への要望がございまして、平成29年8月でございますが、こちらは「平成30年度国の施策及び予算に関する要望書」というものがございまして、10番目のところで「医療保険制度の充実」というものがございまして、保険者への財政支援と被保険者の保険料負担軽減策の拡充の中で国庫負担金の割合や調整交付金の財政調整分を別枠とするなど、国庫負担を充実させ、国保財政基盤を強化拡充すること、また、制度改正に伴う確実な激変緩和措置の実施や、高額医薬品の低廉化などのこと、また、一方多子世帯への支援というものも要望しておりまして、多子世帯への支援など子育て世帯の経済的負担を軽減するため、国の責任において区市町村の補助制度に対する財政措置を講じることという申し入れをしております。

○鈴木（ひ）委員

その子どもの問題は、本当に均等割が2017年度の均等割でも1人当たり4万9,500円ですよ。赤ちゃんが1人生まれるだけでも赤ちゃんの時からこれだけ払わなくてはいけない、子どもがいればいるだけこれだけかかってしまうというのは、本当に子育て支援の観点からいっても、もう生まれたら人頭税みたいな感じで払わなければいけないというこの制度そのものもやはり本当にきついものがあるなと思うのです。だから、やはりいろいろなところからそういうふうには要望が出されているという点からも、私はこれを23区からやっという話にはならないのかと思っているのですけれども。そして、そういうところからやり始めれば、だんだんいろいろと国の制度にもなっていくという、子どもの医療費の無料化なんかにしてもそうでしたし、そういうところにもつながっていくのではないかなと思うので、そういうところでぜひ充実というか均等割分を、子どもの均等割免除というところで23区で取り組んでいただきたい。また、23区で統一できなくても、品川区として独自にやることだってこれはできると思うので、統一保険料というふうなことでやりながらも、これだけでもできるというふうにもなると思うので、ぜひそのところを実施していただきたいなと思うのですが、それを1点お聞かせください。

それと、先ほどの課長の話の中で、滞納世帯が20%で8割は払っているのだからということでしたけれども、私は保険制度というところで20%の方が滞納という、これは正常な状態ではないと思うのです。正常な状態ではないというのがずっと来ているわけです。だからやはり大変な人でも払える、そういう保険料に改めていくという制度の改善が私はどうしても必要ではないかなと思うのです。払えない、現場で一番実感されているのが区だと思うのですけれども、私なんかは本当にそういう払えない人の相談を受けます。たまに払えるのに払えないという方もいらっしゃると思うのですが、生活がぎりぎり成り立たなくてどうにもならないという方が本当にほとんどではないかと。相談を受ける方はそういう方ばかりなのです。けれども、そういうところからすると、やはり払える保険料にしていくということがとても求められているのではないかなと思うのですけれども、2割、8割、そこの保険制度としてどうなのかというあたりもお聞かせいただけたらと思います。

○三ッ橋国保医療年金課長

まず、子どもの均等割につきましては、やはり今申しあげましたように特別区長会からも要望している状況です。と申しますのも、やはり特別区の課長会の中でもさまざまな区がありまして、特に子どもが多い区の中では力強い要望がある状況でございます。やはりこの子どもの均等割というのも特別区の中でも考えていかなければならないとは思いますが、まずは全体の激変緩和措置という中で、平成30年度からはまず一歩を踏み出していこうと思っている状況でございます。

また、一方、滞納世帯の2割の方の考えでございますが、1カ月ごとの支払いがだんだんたまってきてしまっている方に関しては、いろいろ窓口で相談していく中で分割納付という状況もお話の中ではございます。一気に全額を払ってくださいと言っているわけではなく、納付をしていただける、さまざまな状況に応じて払っていただけるように進めているところでございます。また、再三申し上げておりますように、国保制度が成り立っていないと、破綻してしまったら大変なことになっていきますので、何としても国民皆保険制度のセーフティーネットとしてこの国保制度というものは成り立っているのです、保険料についてはお一人お一人のご理解を得ながら進めていきたいと思っております。

○鈴木（ひ）委員

子どもの均等割の減免というのは、特別区長会からも要望が出ていて、課長会の中でも話になってい

るということでしたら、ぜひこれは実現していただきたい。品川区から先陣を切ってという形でやっていただきたいと改めて要望させていただきたいと思います。

それから、激変緩和ということですが、6年かけて法定外繰り入れをなくしていくということですが、6年間ずっと激変が続くのだから。激変緩和ではなくて激変そのものなのです。激変が6年間続いた6年後にはどれだけ痛みが強くなっているのだろうという、本当に激痛の6年間となっていくのではないかという思いがします。そういうところからも、破綻させないためにもと言われますけれども、私は法定外繰り入れをぜひともなくさないというところで、こういう件も本当に出ているということを経験会でもぜひ話していただいて、法定外繰り入れ、国のほうでも自治体が入れるということであればだめとは言えないということも言っているわけですから、なくさないでいただきたい。それから私は逆に今まで減らしてきた高額療養費分の法定外繰り入れももとに戻せば、国保料を本当に引き下げることができる、もうこれだけで1人当たり1万2,000円値上げしてきたわけですから、もとに戻すだけでも1万2,000円引き下げることができるわけです。それをずっと今までも入れ続けてきたわけで、それでも全然財政は成り立ってどんどん基金が増え続けているという健全財政なわけですから、私は改めて法定外繰り入れは今までどおり入れて、さらに削減した分もとに戻して引き下げるべきだということをお求めおきたいと思います。

○石田（秀）委員長

ほかに。

○石田（ち）副委員長

今の議論の中で、特別区長会からも国に要望が出されていると。医療保険制度の充実や多子世帯への支援ということで要望しているとのことですが、この返答というのは何か返ってきているのか伺いたいと思います。

○三ッ橋国保医療年金課長

今回の国からの返答と申しますのは、特にこうですという回答が来ているわけではございませんが、今回の激変緩和がその一つなのではないかと考えております。

○石田（ち）副委員長

激変緩和、今も議論があったのですけれども、そうはいっても結局上がっていくというものなので、本当に私もやはり引き下げていく。そのためには法定外繰り入れを続けていく、それが一番かなと思うのです。先ほども2割の方が滞納していることが問題だと、正常ではない状況ではないかということでしたが、品川区は、先ほど制度が成り立たなくなってしまう、だから一人一人ご理解いただきながら払ってもらおうと。しかし、皆さん払いたくない気持ちではないわけです。払いたくなくても払えないという状況が、今の大変な状況になっている。そして、構造的な問題も品川区もわかっていると。ですけれども2割の方が滞納しているという中で、要は保険制度としてやはり問題、そして正常ではない、そういった捉え方について区はどう考えているのか、改めてお聞かせください。

○三ッ橋国保医療年金課長

さまざまな被保険者の方がいらっしゃると思うのですけれども、今回、払いたくなくても払えないという方も中にいらっしゃるということでした。しかしながら、保険制度が成り立たなくなってしまう、そういう、払いたくなくても払えないというご事情は理解はいたしますけれども、やはり保険制度というものが成り立たなくなってしまうことが一番大変なことだと思っております。

したがって、今回の平成30年度からの財政運営の安定化ということで、東京都が保険者に加わっ

て財政運営の責任主体となっていく、それも一つの動きと私は捉えておまして、やはり一人一人の気持ちもそうかもしれませんけれども、実際に払っていただきたいと私は思っております。

○石田（ち）副委員長

先ほどから話が出ていますけれども、成り立たせるためにも払える国保料にしていけないと、本当に意味がないのではないかと思います。やはり、ほかの保険に入っていない方々みんなが国保に加入するわけです。それで、そういう人たちに税金投入ありきの制度として始まってきたのに、その税金の投入を解消していくという、本当に詐欺に遭ったような状況だと私は思うのです。やはり税金投入を当然ということにしておきながら、それをどんどん解消して、そしてどんどん値上げをして、払いたいのにお金をなくさせるという状況をつくっているのは国の責任だと思し、その社会保障を支えなければいけない国の責任が放棄されている、ここに一番の原因があると私も思っています。

そういう国に対して要望をし続けていくというのはなかなか大変なことだと思うのですが、やはり都からの要望なしには私たち区民の思いは届きませんので、ぜひそこは強く引き続き要望していただきたいと思います。あと、子どもの均等割、私もこの間国保をいろいろ勉強しているさなかですけれども、1人子どもが生まれると4万9,500円の均等割がかかっていたというのも初めて知ったのです。そういう中で、今後お子さんを産んだらお金がかかると思う中で、いろいろな学費とか計算はあるのですが、国保料はこんなにかかっていたのかと、なかなか見えていなかった部分かと私は思いまして、やはりここを軽減していくことが本当に世帯を助ける経済的支援になるなと思っています。

別の分野から、区がとったアンケートなどでも子育て世帯が今一番望んでいる施策としては、経済的な負担の軽減というのがトップに来るぐらいですので、やはりいろいろな分野から経済的な軽減はしていけるかもしれないですが、やはりこの国保の部分はぜひ進めていただきたいと思います。先ほども紹介がありましたけれども、40代夫婦で子ども2人で自営業、そして年間所得が300万円というところを見ても、ここにお子さん2人、本当に将来を支える子どもなのにこれだけかかってしまって本当に苦しいという状況があると思います。この子どもの均等割の軽減は私も本当に進めていただきたいと思いますけれども、区長会等でも先ほど子どもが多い区からは強い要望が出されているということですが、均等割を軽減していくということは区としても進められることですね。なので、私も区が先陣を切って均等割を軽減していくということを改めて進めていただきたいと思いますし、そのために必要な財源のためにも、やはり税金投入、これはもうしかるべき、解消ではなくやはり積極的に進めていくということが必要だと思うのですが、もう一度ご答弁をお願いします。

○石田（秀）委員長

答弁はしてください。石田ちひろ副委員長に申し上げますが、鈴木ひろ子委員が先ほどずっと質疑をされてご意見もおっしゃって、答弁もありました。それと全くご意見が同じものを今聞かれているので、ここは請願審査なので、それを踏まえてしゃべっていただければと思います。

○三ッ橋国保医療年金課長

国からは、法定外繰入金金の解消・縮減ということを求められておりますので、区といたしましては、もちろん特別区長会でいろいろ検討してまいりますけれども、引き続き国から言われているように、法定外繰入金は解消・縮減していくようにしてまいります。

○石田（秀）委員長

いいですね。

ほかにございますか。

それでは、これで質疑を終了いたします。

平成30年請願第2号の取り扱いについてご意見を伺いたいと思います。継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言をお願いします。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言いただければと思います。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○鈴木（真）委員

まず、結論を出すということでお願いします。その結論としては、不採択ということでお願いいたします。

考え方としては、今最後に理事者からご答弁がありましたがその部分と、国民健康保険自体が国民相互扶助、皆保険という制度、そここのところの兼ね合いからも、それから都道府県化をこれからまた進めていく中で、方向性も出ているということで、不採択ということでお願いいたします。

○若林委員

結論を出すで、不採択でお願いいたします。

この請願項目はそれぞれ4つありますけれども、質疑の中でも品川区、また特別区長会、また都道府県単位というところで国には強くずっと申し入れをしているという経緯もございますことがまず一つ改めて確認をされた。これは引き続きしっかり要望活動をしていただきたいということはお願いをしておきたいと思います。

また、持続可能なところで、本当にこの皆保険制度をどうやって維持、また持続をさせていくかということがこの思いにも応えることなのだろう。そういう意味では、窓口のより丁寧な対応については、私も丁寧にさせていただいていると理解はしておりますけれども、私もごく一部の方の対応しか知らないといえませんが、滞納者が2割いらっしゃるということで、より一層の丁寧な対応、またそういう方たちのために免除でありますとか、また短期証という制度もありますので、ここら辺もしっかり皆保険、または持続可能性というものを担保するためにもしっかりと対応していただきたいということを要望させていただきたいと思います。

○鈴木（ひ）委員

結論を出すということで、採択でお願いしたいと思います。

先ほどから言っておりますように、持続可能な言いながら国民皆保険制度そのものを崩すのが私はこの改悪だと思います。それで、大もとには安倍自公政権の社会保障解体路線があるわけですが、そういうふうな中だからこそ、最も区民に身近な自治体から、できることから区民の負担を下げていくということで、ぜひやるべきだし、そういう中で命を守る国保を命を奪う国保にしない、そのためにもこの請願に対しては採択ということでお願いします。

○大倉委員

本日結論を出すということで、態度としては不採択でお願いします。

お話を聞かせていただく中で、区としても都道府県等いろいろなところにもしっかりと求めていく、特別区長会からもさまざま求めているところですが、まずは進めていくべきところを進めていって、持続可能なサービス提供をしっかりとしていくのだという視点でしっかりとやっていっていただきたいと思っております。

周知に関しては、一人一人の丁寧な対応と、ほかの委員もおっしゃっていましたが、それをしていただきながら進めていっていただければと思います。

○石田（秀）委員長

それでは、請願第2号につきましては、結論を出すとの意見でまとまったようでございますので、そのような取り扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

それでは、請願第2号は、結論を出すことで決定をいたしました。

先ほどの質疑でそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本件につきましては挙手により採決を行います。

それでは、平成30年請願第2号、国民健康保険料の負担軽減を求める請願を採決いたします。

本件は挙手により採決を行います。本件を採択することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。賛成者小数でございます。よって、本件は不採択と決定をいたしました。

(2) 平成30年請願第8号 国保料引下げと過酷な取立て中止を求める請願

○石田（秀）委員長

次に、(2)平成30年請願第8号 国保料引下げと過酷な取立て中止を求める請願を議題に供します。

本件は初めての審査となりますので、書記に朗読をさせます。

〔書記朗読〕

○石田（秀）委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件につきまして理事者より説明願います。

○三ッ橋国保医療年金課長

請願第8号の関連で、国民健康保険料について、説明いたします。

国民健康保険料は0歳から74歳までの方で、社会保険など他の保険に加入の方や生活保護の方を除く全ての方が対象となっております。国民皆保険制度の相互扶助の考えに基づいた制度でございます。法定外繰入金につきましては、国からは6年間で解消・縮減するように求められております。したがって、平成30年4月からは縮減はいたしますが、平成30年度から投入をやめる予定はございません。法定外繰入金をこれまでどおり継続することや、これまでの削減分を元に戻すことは国の方針や特別区長会の決定と相違しているため、困難でございます。これまでも軽減措置、賦課限度額の設定、均等割軽減・免除など実施してまいりました。保険料は本来自主納付が原則と考えておりますが、納付に応じない一部の被保険者の方に対しましては、納付相談を通じて滞納整理事務を行っております。保険料の負担により生活が厳しいという方につきましては、個々に応じた納付相談などを、窓口や電話にて引き続き丁寧に対応してまいります。

国民皆保険制度運営が引き続き存続、維持できますよう、ご理解、ご協力をお願いいたします。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本請願につきまして、ご質疑、ご意見等がありましたら、ご発言願います。また、本当は、2件一括でと思ったのですが、いろいろ議論し、こちらは滞納者のこともあったので別々にしました。皆さんが

いろいろご発言等があると思ひ別々にしましたので、そこら辺、別々でやっているということもご理解
いただいて、質疑が重ならないような形でご発言願えればと思いますので、よろしくお願いします。

○鈴木（ひ）委員

先ほどのほうで値上げのほうは意見も言わせていただきましたので、2番の「滞納者を追い詰める厳
しい取り立てや預貯金の差押えはやめてください」という項目でお聞かせいただきたいと思います。

これまでずっと国保は毎年毎年すさまじい値上げ、特に法定外繰り入れの高額療養費がなくされて、
その前の旧ただし書き所得に変わった。もうあそこの2011年のところから本当に、毎年すさまじい
値上げがされ続けていたわけなのです。そういう中で、それでもすごく厳しい取り立てで、品川は収納
率トップ、23区の中でもトップということで報奨もされているということで、私はその中で厳しい取
り立てが裏にはあるのだなと思いがしているところなのです。それなので私たちのところにも今までこ
んなに相談はそれほどはなかったのですけれども、最近本当に厳しい窓口での対応、もう生活が成り立
たないにもかかわらず払うようにと言われて、どうにもならないという相談がずっと続けて次々と来て
いるという状況なのです。そういうのは私は東京都の滞納整理マニュアルという、国のほうでもそれ
をつくるよう指示を出していて、それに基づいて東京都もつくっているし、それに基づいて東京都のほう
からも指導がされているのではないかと思うのですが、そこら辺のところはどうなっているのかを1点
お聞かせいただきたいのです。

その中で、東京都からどういうふうな中身でされているのかをいろいろと情報公開でとりました。ほ
んどこういう真っ黒で中身がわからないというところが多いのですが、その中で、代表質問の中でも
ご紹介したのですけれども、滞納整理の目標を決めて、そしてその目標を達成させるのは係長の手腕だ
と。達成できなかった部分は、係長として何が欠けていたか、結局は係長の勉強不足、現状認識の誤り、
意志薄弱、指導力不足の場合がほとんどです。たればを考えても問題解決にはならず、結局は係長の
勉強不足、現状認識の誤り、意志薄弱、指導力不足の場合がほとんどでなので、何が足りなかったか
を究明して翌年度に向けて解決策を講じるようにと書かれていて、この真っ黒になっているところは一体
どれほどのことが書かれているのかな、区の職員の方も本当に大変なのではないかと思ったのです。そ
ういうところかというと、目標を決めてその目標に向かってこういうふうな思いで頑張るよという指
導が東京都からされているのではないかと思うのです。東京都のほうで品川区に対してもこういうふう
に誰々に向けて指導しましたというのここにも書かれているのですが、その指導の中身というのは、黒
塗りで中身はわからないのです。中身を公開すると、それに対して滞納者が対策を立てるので、中身は
わからないようにしていますということで、真っ黒に塗られている状況になっているのですが、私は本
当にこれはどうなのかという思い、恐ろしいのではないかという思いがしているので、こういう東京都
の指導がどういうふうになっているのか。その中で、私は職員の方も追い詰められていくのではない
かという思いがしているので、そこら辺のところをお聞かせください。それに加えて、私は何回も議会
の中で言いましたけれども、東京都は報奨金を出して、品川区は差し押さえ件数が500件以上ある
と3,000万円の報奨金（特別交付金）が出ますよと。滞納分の収納率をこれだけ上げると何千万円出
ますよ、現年度分の収納率をこれだけ上げると5,000万円出ますよと。そういうのがトータルで1
億6,800万円。これが今度は国のほうでもこういう報奨金を出しながら、こういう取り立てを助長さ
せていくという方向になってくるのではないかと思うのです。私はこうなるとますます区民は追い詰め
られていくことになるのではないかと思うのですが、東京都の指導が品川区の中でどういうふうにされ
ているのか、こういう状況があるのかというあたりをまずはお聞かせいただきたいと思います。

○三ツ橋国保医療年金課長

今回、都の指導という部分でございますが、東京都の滞納整理マニュアルなどにつきましては、東京都の考え方ということで、区といたしましては、例えば東京都からのそのような指導というものではなく、普通の研修という部分、普通に滞納整理をする場合についてはこのようにやっていきたいと思いますという研修についてはございます。また、一方、東京都はそうのようにいろいろ厳しい係長の手腕などが細かく書かれていると思いますが、区の中につきましては、そのような詳細なものではなく、やはり収納率は保険料の財政基盤となっていく部分でございますので、きちんと国保料として収納していくというのは基本的な考え方に基づくと思いますし、財政破綻してしまっただけではいけないので、そちらにつきましてはきちんと収納していただきたいと思っております。

○鈴木（ひ）委員

こういうふうにはされていないということなのですからけれども、私はこここのところで、そういうふうにごにできるものであればこんなに黒塗りにしなくてもいいと思うのです。でも、本当に読まれては困るような言い方、読めるところだけでもそういうふうな感じで言っているのです、どれだけのことが言われているのかなというところで、本当にこれは区の職員の方のフォローというのもしていけないと、やはり区の職員の方々がどういう姿勢で区民の滞納相談を受けるかというあたりを、ぜひ国保医療年金課の中でも課長、部長はじめぜひ相談に来た方の立場に立って相談に乗っていただくということを徹底していただきたいなという思いがしているのです。というのも、やはりそれぞれ事情を抱えていることを、言っていないとわからないということですからけれども、そここのところが言えるような形で相談に乗ってもらいたいと思うのです。多分、その方がなぜ払えなくなったのか、どんな生活状態になっているのかということ、相談を受ける方が把握していないと思うのです。私のところに相談に来た方は把握されていませんでした。把握されていなくて、とにかく払うように、払えるはずだ、分納計画を了解しないと差し押さえる。そういうふうな形で無理な分納計画を立てられ、了承せざるを得なかったものの、結局はそれは無理なので払えない。そういうふうなことの繰り返しの中で、相談に行っても相談に乗ってもらえないという状況になって、最後にはだったらもう保険証を返すしかないみたいな、そんな感じで来るという状況はあると思うのです。そういうふうなことでは、私は逆に解決にはつながっていないし、区民を追い詰めることにもなるし、追い詰められた区民と同時に私は職員も追い詰められていくことにもなっていくのではないかと少し心配している部分があるのです。

そういうところでいえば、私はやはりなぜその方が払えなくなったのか、生活実態がどのような実態なのかということ、まずつかんで、そしてそれに対して相談に乗っていくということ、ぜひしていただきたいなと思うのです。例えば、もうとでも払えないと言っても、減額してほしいと言ってもだめで、払わないのであれば、もう差し押さえをしますよと言われて、差し押さえされたらもうやっていけなくなってしまうのでどうしたらいいかと私のところに相談に来た方は、本当に息子さんが精神疾患を抱えて長い間引きこもりで、別の場所に暮らしているのだけれども、その息子さんの家賃から生活費から全部見ていたということも、実は区の窓口の職員は全くわからなかった。でも、その方を生活保護につなげる、また保健所につないで精神のほうも見てもらうようなことで、国保も逆に払えるようになっていくわけです。でも、まずはそここのところをつかまなければ対策も立てられないという状況になると思うのです。だから、本当に相談に来た区民を追い詰めるという感じだけで、本来であれば相談に親身に乗ってくれば、その方の解決につながって、その方も救われるし、多分保険料もだんだん払えるようになってくる場合がいっぱいあるのです。ほかの方のことで、実は働けない息子さんのことを税金

で扶養控除に入れていなかったとか、いろいろ聞き出していくとそういうふうなことがいっぱいあるのです。だから、その方の相談に乗ることでもっと手助けができるというのは、親身になっていただければ必ずあるはずではないかと思うのです。

だけれども、そのところをとにかくまずは払ってもらわないと困りますというところからだけいくと、全然そのところが見えないままで、無理な分納計画を了承させて、結局無理で、それで窓口に行っても相談に乗ってもらえないから、もう払えないまま、保険証が来ても受け取らない、短期証が送られてきても開けもしない。そんな中で病気になって手おくれでという方の相談を受けました。本当に短期証をもらって病院に行ったら、即入院で、本当に取り返しのつかない合併症にもなってしまったという方もいらっしゃったのです。そういうふうなところで言えば、先ほどの皆保険制度が私は崩れてきているというのが実態だと思うのです。だから、私はこの窓口の相談が、ただただ保険料をどうやって払ってもらおうかというだけではなく、その方がなぜ払えないのか、生活実態がどうなっているのかという、そこを把握して親身になって相談に乗って解決のために、いろいろなところにもつないでいく、そういうスキルも持っていくという窓口の相談対応にぜひしていただきたいと思うのですけれども、その点が1つです。

それと、もう一つは、窓口で隣の人に相談内容が丸聞こえなのです。後ろにずらっと待っている方にも丸聞こえなのです。そういう中で、息子が実はというふうなことも話せない、話しにくい。もともとそういうのはできる限り言いたくないと思っているので言えない、さらに相談できるような雰囲気がないという、そういうところと二重になるのです。そういう点では、私はプライバシーが保てるブースをつくっていただけないかなと思うのです。税務課のほうではブースがあるではないですか。あと、DVの相談なんかも、あれは廊下にあるので私は問題だなとは思っているのですが、それでもブースがあるわけです。でも、国保の窓口はかなり本当にプライバシーの深刻な問題も相談に乗らなくてはいけなにもかかわらず丸聞こえで、本当に滞納したあなたが悪いという、責められるだけの、そんな感じの窓口になっているというのが実態なのではないかと思うのです。そういう点では、私はそういう相談の中身を変えていただきたいのと同時に、そういうプライバシーが保てるブースをつくっていただきたいと思うのですけれども、その点についてもお聞かせいただきたいと思います。

○三ツ橋国保医療年金課長

窓口の対応につきまして、区の職員も確かにお一人お一人のさまざまな状況を聞き出す、被保険者の皆様の状況というのをきちんと把握することはなかなかできないと思います。と申しますのも、相手の方が言っていたかしないと、なかなかこちらとしてもわからないというのが一番大きい要因なのですけれども、例えば生活実態調査について記載していただいたときに、どの程度書いていただくのかというのも、全てを書いてくださる方とそうではない方、いろいろいらっしゃる状況で、実際に窓口や電話の対応のときにどの程度聞き出せるかというのも非常に難しい状況でございます。ただ、解決方法は何か見出さなければいけないと思いますので、何とかして丁寧に説明をしていって、なおかつ一番いい解決方法、もちろん保険料を支払っていただくのが国保としてはいい解決方法だと思いますけれども、ただ、実態としてどの程度支払えるのかを勘案していかないと、その方自身の命にかかわるものだと思っておりますので、そのあたりは丁寧に説明し、対応してまいります。

また、一方プライバシーの部分でございますけれども、一人一人のブースにはなっていないのが現状で、委員のご指摘のとおりとなっております。今言われて、なかなか国保の現状のところではプライバシーの保護を今どうやって解決できるかなと、少し考えあぐねているところでございますけれども、何かい

い方法はないか、内部で何かあれば検討していきたいなと思っております。なかなかすぐには対応できない可能性がありますので、その点をご理解いただきたいと思います。

○鈴木（ひ）委員

プライバシーの保てるブースというのは、本当にスペースの問題もありますので、そういうところも検討していただいて、全員が全員ということでもなくてもいいのかもしれないのですけれども、少し話して、深刻そうかなと思った場合にはブースに案内するというようなことも含めて、ぜひご検討いただけたらなと思っています。

本当に、課長も命がかかっている問題なのでということと言われて、ぜひそういう姿勢でやっていただきたいと思っているところなのですけれども、生活実態調査も取り調べみたいなの、本当に正確に書いてくださいねというような感じではなくて、本当にあなたの相談に乗りたいのだと、そういう大もとのところも聞かせてください。もうとにかく、私たちが聞きたいに、どんな状況なの、なぜ払えないのというところで聞けば、本当にそんなに難しいことではないのです。どうやって保険料を回収するかという地点からだけ行くとなかなか難しい、そこにノルマがあるということになってしまうと余計難しくなってしまうと思うのですが、生活の状況を聞いて、なぜ払えなくなったのかというあたりは、本当に相談に乗ってくれるよ、国保医療年金課も変わったねという感じになれば、それはそんなに難しくないとしますので、そこら辺の気持ちですね、姿勢。そこら辺のところをぜひよろしくお願ひしたいと思っています。

それと、もう一つ気になっているのが、差し押さえの問題です。ずっと差し押さえも811件ということでそんなに減ってないのだなと改めて思いました。一旦預貯金に入ったものは差し押さえ禁止財産の属性を継承しないということで、答弁をずっとされているのですけれども、前にも紹介したかもしれないのですが、2017年1月号の「東京の国保」に、厚生労働省国保収納率向上アドバイザーである大瀧弁護士が書かれた記事があります。給料や年金等は法定金額に達するまでの部分の差し押さえが禁止されていますが、それが預貯金口座に振り込まれると、預貯金債権に転化し、受給者の一般財源になるため、自由に差し押さえることができると聞きました。保険料を長期滞納している年金生活者について、年金の振り込み当日を狙って当該預貯金口座の差し押さえをしたいと考えますが問題がありますかという、まさにこういう質問をこの「東京の国保」でしているのです。それに対してこの弁護士は、差し押さえ禁止財産も預金口座に振り込まれば、預金債権に転化し差し押さえ禁止財産としての属性を失うため、原則として差し押さえをすることが可能ですと。しかし、当該差し押さえが狙い撃ちと言える場合は違法と判断される余地もありますので、注意が必要ですということで、残額がごくわずかな預貯金を、年金振り込みの当日を狙って差し押さえる場合は、差し押さえ禁止財産を差し押さえていると変わりがなく、権利濫用とされたり、信義則違反とされることがあるのではないかと。振り込まれた児童手当を差し押さえたケースで、広島高裁では、これが違法だというふうなことで判決も出ているということで、この差し押さえがやはり禁止財産が預貯金に入ると属性を継承しないとはいえ、実際にそれがそのものだというときは、それに当たるので注意しなさいということで書かれているのです。

実際に、差し押さえされている方の現実というのは大変な状況なのです。もうぎりぎりの生活の中で、お金が入ったから、貯金をおろして何とか生活がしのげるかなと思って行ったらなかったと。入った途端に行ったらなかったと、そういう相談も何件もありました。そういうふうなことになったら本当にこれも追い詰められることになっていくわけなのです。

だから、これについては判例が出たら従うという答弁の繰り返しだったのですけれども、私はこれを

ぜひ変えていただきたいなと思っているので、その点もお聞かせいただきたいと思います。これは、ついこの間の国会の中でも共産党の倉林議員がこの問題を取り上げて、厚生労働大臣とか安倍首相もたしか答えていたと思うのですけれども、本当に著しく困窮に陥るような場合は、そういうふうなことはきちんと配慮しながらやりなさいとか、温もりを持った行政をやるべく徹底をしていくというようなことも言われているわけなのです。だから、そういうことから考えると、預貯金に入ったから差し押さえ禁止財産の属性を継承しないということで差し押さえるこの方針はぜひ改めていただきたいと思うのですけれども、その点もお聞かせいただきたいと思います。

○三ッ橋国保医療年金課長

まず、「東京の国保」の1月号の件は恐らく平成25年11月27日の広島高裁の件だと思いますけれども、そちらは、最高裁の判決を認めつつも例外として預金債権が差し押さえ禁止債権としての属性を有するものと認めたもので、原則は平成10年2月10日の最高裁の第3小法廷の差し押さえ禁止に係る給付金も、預金口座に振り込まれた場合は預金債権に転化するため、差し押さえ禁止財産の属性を承継しないとしているところでございまして、その件に関しましても、また今後も判例、法令等を遵守して適正な滞納処分に努めてまいります。ただ、先ほど差し押さえ件数を811件と申し上げましたけれども、直近の平成29年1月現在592件になり、大分減ってきております。

やはり広島の場合は、残高がごくわずか、73円しかなかった状況のところは児童手当13万円が振り込まれ、それを差し押さえた事例ですので、それはさすがにというふう感じております。私どもに関しましては、先ほど申し上げましたように、差し押さえ禁止に係る給付金も預金口座も振り込まれた場合というのは、預金債権に転化するという考え方にに基づき、今現在のところは法令を遵守して適正な滞納処理に努めてまいりたいと思っております。

○鈴木（ひ）委員

多分、区もその方の生活実態とか収入というのは把握しているのです。それでもこの人は本当にぎりぎりの生活だなと思うような収入状況であるにもかかわらず差し押さえたりしているのです。そういうのはこの権利濫用とか信義則違反に当たるのではないかとこの弁護士は言われているわけなのです。だから、多分本当に差し押さえられたら生活が成り立たないなと思うような人だと区がつかんでいながら、それを差し押さえるというのは、1人当たりだったら10万円は残さなければいけない、あとは家族が1人増えるにあたり1人4万5,000円残さなければいけないという国税徴収法に違反するとうか、そういうことに私は当たるのではないかと。その人の収入がそれ以下であっても差し押さえたりしているのです。収入がそれ以下だということをつかんでいながら差し押さえるというのは、私はやり過ぎだと思うのですけれども、そういうところはいかがでしょうか。それ以上のものを差し押さえるというのであれば、この法律というのは今言われたような禁止財産の属性を継承しないからといって差し押さえるということにはならないわけです。でも、最低生活費が10万円以下の人であってもそういうふうなことを言っているということは、差し押さえるということですよ。最低生活費は残さなければいけないというのが国税徴収法で1人当たり10万円、1人増えるごとにプラス4万5,000円ということですから、それ以下の生活費の人でも差し押さえるのかということをお聞きしているのです。そういうふうなことで、それ以下の人でも預貯金に入ったら差し押さえますよ、それは差し押さえ禁止財産の属性を継承しませんからということと続けていくのですかということをお聞きしているのです。その点はいかがでしょうか。

○三ッ橋国保医療年金課長

先ほど申し上げましたとおり、判例や法令等いろいろございますけれども、適切な滞納処理に努めてまいります。法令違反はしないのがもちろん大原則でございますので、そのあたりにつきましては、きちんと対応しております。判例、法令を遵守して実施してまいります。

○鈴木（ひ）委員

私が言っているのは、国税徴収法では1人当たり10万円、それから1人増えるごとに4万5,000円、それが最低生活費だからその分は差し押さえてはいけませんというのが国税徴収法なわけです。でも、最低生活費しかないにもかかわらず預貯金に入ったら差し押さえていいという判例が出ているので品川区は差し押さえるのかと聞いているのです。最低生活費は差し押さえないという国税徴収法を守るとしていただきたいというのが私の思いなのですけれども、いかがでしょうか。

○三ッ橋国保医療年金課長

国税徴収法に基づいて私どもは対応しております。その方の状況によっていろいろさまざまでございますので、この場で具体的に幾らというのは申し上げにくいのですけれども、きちんと国税徴収法に基づいて徴収吏員が徴収していくという部分でございますので、特に法令等を遵守していきますし、それは国税徴収法という考え方のもとです。

○鈴木（ひ）委員

ということは、最低生活費でも預貯金に入った場合は差し押さえ禁止財産の属性を継承しないということで、今までどおりやっていくということなののでしょうか。最低生活費しかないという人までもということなのですか。その確認だけお願いします。

○三ッ橋国保医療年金課長

差し押さえ禁止財産というものがございます。そのあたりきちんと法令にのっとりやっておりますので、その部分に関しましてはきちんと対応してまいります。

○石田（ち）副委員長

厳しい取り立てにかかわるかなと思うのですけれども、滞納者に区から送られてくる封筒ですが、どれだけ滞納しているかによって色が違うのでしょうか。驚くほどの真っ赤で、滞納していることが分かるような封筒で来るのです。滞納者は確かに驚いて行くかもしれないのですけれども、とてもぬくもりのある行政の対応というふうには言えないのではないかと思います。その封筒の色、少し細かいことかもしれないのですけれども、そういうものは何でどういうふうに分けられているのでしょうか。

○三ッ橋国保医療年金課長

赤い封筒の色のご指摘でございますけれども、こちらは私どもといたしましては、きちんと開封してきちんと納付していただくのが大原則でございますので、わざわざ目立つ色の封筒にしております。その中で、どのようにして決めるかと申しますと、課の中で検討して、今回は黄色、今回は赤、普通の催告のときにはこの色という形をとらせていただいております。

○石田（ち）副委員長

差し押さえもそうなのですけれども、驚いて来させるという、このやり方というのは自治体のやることなのかなとやはりすごく感じるのです、そこはもし改善が可能なのであればやっていただきたいなと思います。あと、先ほど職員の方が滞納整理マニュアルに沿ってやられているのではないかと。それで係長の手腕なんか厳しく書かれていましたけれども、今のこの区の職員の1人当たりの抱えている件数、対応している件数は平均でどれぐらいになるのか。それが多ければそれだけ対応していくのも大変なのかなと思うのですけれども、その人数、平均がわかれば教えていただきたいです。

○三ッ橋国保医療年金課長

封筒の色につきましては、やはり納付相談のきっかけとなるようにしてまいりますので、色に関しましては今とそれほど変わらないかもしれませんが、課の中でいろいろな工夫は考えていきたいと思えます。

また、今回の一人当たり何件か、区の職員の対応でございますけれども、今滞納整理の件数となります関係の職員が16名程度おりますので、先ほどの滞納件数に割り戻しました部分が1人当たりただ、1人当たりというノルマは課してはない状況で、グループ制をつくっております。そのあたりで特に今回の東京都のマニュアルのように係長の手腕とかそういう部分とはまた違った方法をとらせていただいております。

○石田（ち）副委員長

やはりグループの皆さんでやられているので、1人の負担にはなっていないというところではいいと思うのですが、やはり封筒なり差し押さえなりで来させてといいますか相談のきっかけにしているということですが、そこでやはり、先ほどからも出ていますけれども、どのように払えない、苦しい状況を聞き出せるか、そこそ職員の手腕だと思いますので、ぜひ本当にそういった対応をしていただきたいと思えます。そして、封筒の色も相談のきっかけというのはわかるのですが、やはり滞納されている方というのは滞納している、払わなければいけないという自覚があると思うのです。だから、払わなければいけないけれども払えない、どうしたらいいのかと抱えているものを出しやすいように、やはり自治体としてはしていくべきだと思いますので、よろしくをお願いします。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。よろしいですね。

では、これで質疑を終了いたします。

それでは、平成30年請願第8号の取り扱いについて、ご意見を伺いたいと思えます。継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○鈴木（真）委員

本日結論を出すということで、まずはお願いいたします。結論としては、自民党・子ども未来は不採択ということでお願いします。

考え方として、先ほどの説明にもありましたが、保険料自体が国保の財政基盤であるという点を考えても、徴収についてはこれからもしっかりやっていただきたい。当然事情によって個別対応している、その点につきましては、これからもしっかりやっていただくということを前提にしまして、不採択ということでお願いいたします。

○若林委員

本日結論を出すので、不採択でお願いします。

請願項目の1については、先ほど要望も含めて言わせていただきましたので、そのとおりです。2については、いずれにしても先ほどと同じになりますけれども、皆保険制度を維持するために保険者もルールにのっとって適切、適正に保険料を徴収する努力をする、その一環として被保険者の方の気持ちや生活実態にもしっかりと寄り添っていただけてということも引き続き要望させていただきたいと思えます。

○鈴木（ひ）委員

結論を出すということで、採択でお願いしたいと思います。

請願項目の1のところは、先ほども申しあげましたけれども、本当にずっととにかく値上げ続きですから、これも誰もが認める高過ぎる国保料を引き下げていく、国にも負担割合を増やすようにしっかりと求めていく。そして区も投入し続けてきた法定外繰り入れを投入し続ける、また、さらに減らし続けてきた高額療養費の分ももとの戻すということで、ぜひ引き下げを求めたいと思います。

また、2のところは、先ほどからも申しあげましたように、本当にどうやって払わせるかというのではなくて、しっかりとその相談に来られた方の、なぜ払えないのか、生活実態を把握をして相談に乗るという姿勢で、ぜひやっていただきたいと思います。とにかく命がかかった問題ですので、そのところは親身になってやっていただくということでよろしくをお願いしたいと思いますし、国税徴収法の最低生活費は差し押さえないというところでぜひやっていただきたいということを改めて求めておきたいと思います。

○大倉委員

本日結論を出すということで、不採択でお願いしたいと思います。

理由としては、負担の公平性という部分が大前提としてある中で、先ほども述べましたが課題はいろいろある中で、しっかりと将来的に持続可能なサービスの提供をするためという部分では仕方ない、やむを得ないところであるので、そこを行っていただくのと、また請願項目の2については、先ほどもお話の中で一人一人丁寧に対応していくということと生活の調査や実態の話というのはなかなか難しいけれども、そこをしっかりと聞けるような工夫をしながらやっていっていただくということも必要なのかなというところでは、そこもぜひ行っていただきながら、差し押さえを前提に行っているわけではないと思いますので、丁寧な説明をして対応していただきたいと思います。

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。

それでは、平成30年請願第8号につきまして、結論を出すとの意見でまとまったようでございますので、そのような取り扱いでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。それでは、請願第8号は、結論を出すということで決定をいたしました。

先ほどの質疑でそれぞれの方のご意見を伺いましたので、本件につきましては挙手により採決を行います。

平成30年請願第8号、国保料引下げと過酷な取立て中止を求める請願を採決いたします。

本件は挙手により採決を行います。本件を採択とすることに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。賛成者小数でございます。よって、本件は不採択と決定をいたしました。

(3) 平成30年陳情第3号 荏原地域に障害者施設の整備に関する陳情

○石田（秀）委員長

次に、(3)平成30年陳情第3号 荏原地域に障害者施設の整備に関する陳情を議題に供します。

本件は初めての審査になりますので、書記に朗読をさせます。

[書記朗読]

○石田（秀）委員長

朗読が終わりました。

理事者の説明の前に、本陳情に関しては、陳情者より意見陳述の申し出がなされており、これまでの慣例でいきますと、この申し出につきましては質疑終了後意見表明の前にお諮りをしたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。ご意見があれば、どうぞ。

○鈴木（ひ）委員

毎回申し上げてはいますが、やはり本当にこの陳情を出された方々が委員の皆さんにもっと言いたい、聞いてもらいたい、そういう思いで意見陳述を申請しているわけですから、ぜひ私は審査の前に聞いていただくというのが当然だと思うのです。本当に品川区議会はいつもそういうふうな形でほとんど意見陳述を聞かないで審査するという形で、慣例でやるというふうなことでなされていますけれども、何でそうするのかと私はいつも思っていて、ぜひ初めに聞くべきだし、特に障害者の方は私たち当事者の声を聞かないで決めないでくれということとをずっと言い続けて、本当に運動のスローガンにもなっているわけです。そういうふうなところで意見陳述を求めているわけですから、ぜひ冒頭に意見陳述を受けてそれで審査をするという形にすべきだと思います。しないというのであれば、その理由を私は聞かせていただきたいと思っています。

○石田（秀）委員長

ほかにご意見があれば、いいですか。

ただいまいただきましたご意見では、意見陳述の取り扱いについて冒頭に諮る、質疑終了後に諮るという形になっております。初めに本件陳情の取り扱いをいつ諮るかについて、確認をさせていただきます。

意見陳述の取り扱いについて、冒頭に諮ることに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。賛成者少数ですので、意見陳述につきましては、質疑終了後に諮らせていただきたいと思っています。

それでは、本件に関しまして、理事者の説明をお願いいたします。

○中山障害者福祉課長

陳情第3号、荏原地域に障害者施設の整備に関する陳情について、現在の品川区の状況についてご説明いたします。

現在、品川区内の障害者施設は、品川地区、大井地区に多く、荏原地区には通所施設といたしましては、心身障害者福祉会館の自立訓練と生活介護が、またグループホームは旗の台つばさの家のみとなっております。就労継続支援B型の事業所はない状況でございます。就労継続支援というのは、自力通所が原則となっているため、ご本人が交通機関などを利用して通所することになっております。荏原地域に障害者施設が少ないことは、区といたしましても認識しておりまして、平成30年度からの第5期障害福祉計画の主要テーマにも、社会資源の開拓と地域による隔たりの解消といたしまして、荏原地域での事業所開設を目標にしているところでございます。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご発言願います。

○鈴木（ひ）委員

この問題については、1月の厚生委員会のところでも資料が出されて、見事に荏原地区には全く何もない。特に荏原東地区が真っ白で何一つないという資料が出されたので一目瞭然という状況になったと思うのですけれども、そういう中で今回、福祉計画のご報告がこれからあると思うのですけれども、それを出される中でどういうふうにして具体的にいつまでにどんな施設をどのようにここに増設していくかという具体的なところはどうか考えられているのかについて、お聞かせいただきたいと思います。

○中山障害者福祉課長

荏原地区に具体的にこういう方向でと言えるのが一番いいとは思っております。ただ、なかなか今現在具体的な当てがあるわけではないという中におきましては、障害者施設をつくるに当たって、例えば民間事業所にご協力をいただきながら、建物を建てるという方法だけではなく、賃貸物件の活用なども含めまして、とにかく特に就労継続支援B型というのは、やはり地域で交通手段を使ったり歩いて通うということが大事になってきます。就労継続支援と、それからグループホームというのも地域で生活するということでは大切だと思っておりますので、この2つについては特に開設を目指していきたいと考えているところでございます。

○鈴木（ひ）委員

目指していくというのは、ここにも書かれていますし、そういう方法だということではわかるのです。でも目指すという、こういう認識になったのはいつからですか。今回初めて荏原地域にああ、ないのだなというふうなことで、これは建てていかななくてはいけないなと思ったのか、いつそういうふうな方針というか、認識になったのでしょうか。これはもうずっと全くないままなのですから、ずっとないわけです。ないというふうなところをやはり就労継続支援B型にしてもグループホームにしても、この地域に建てていかななくてはいけないというふうな方針というか認識されたのはいつかというのをまずお聞かせください。

○中山障害者福祉課長

今回公に表に出したのはこの計画のところスタートということになると思うのですが、やはり新施設、児童学園の後施設をつくるに当たって、いろいろな区民の方のお声も聞いてきました。そうした中で、やはり荏原地域の方が、地域の中でなかなか通う場所がないということも聞いてまいりましたし、実際に例えば就労継続支援B型の作業の能力があったとしても、通所のところではつまづいてしまう方がいらっしゃるといふものもご相談の中で確認をしてきたところではあります。そういったことをトータルに考えますと、やはり障害者の施設も地域のバランスを考えながら、特に就労継続支援とかグループホームは整備ができるというふうなことを考えまして、今回初めて計画のほうにもこのような形で載せさせていただいたところでございます。

○鈴木（ひ）委員

では、荏原の西にも東にもそういう就労継続支援B型やグループホームが全くずっとなかったけれども、荏原の地域にやはり増設していかなければいけないという認識と方向性、計画を立てたのは今回の障害福祉計画が初めてということなのかということ、もう一回確認をさせていただきたいのが一つです。

そして、これだけ全く何もないというところで、そういう方針を立てたのだとしたら、その方針をやはりどう実現させていくかということがなければ、目指すというだけでその間は結局民間の事業所が手を

挙げられるのを待っているというだけでは、結局いなくて、できなかったということになっていかな
いとも限らないのではないかと私は思うのですけれども、それでもよしとするのか、それともやはり今
度の3年間の計画の中で、確実にここに区としても建てていくという目標を持って具体化していくとい
うところで取り組んでいくのか、そこら辺のところはどう考えられるのか。そして、グループホームに
しても、就労継続支援B型にしても、何人分、幾つ足りないのか、幾つ、何人分をこの荏原地域に建て
ていくと考えているのか、その具体的な数字というのはどうなのかということについてもお聞かせくだ
さい。

○中山障害者福祉課長

さまざまにご相談を受ける中で、荏原地域にこうした資源が必要だなということは認識をしておいま
した。ただ、公にしたのは今回の計画ということになっております。

それで、この方針を実現させるためにどうするか、3年間で作れるのかどうかといったようなご質
問かと思えます。この計画自体が3年間の計画ということにはなっていますので、区としても3年の間
に何とか目途を、1カ所でも建てられればいいとは思っております。ただ、実際に施設を建てる、ある
いは施設を借りて運営するとなると、その事業者の問題もありますし、区の思いだけで実現するもの
ではないと考えています。この間も例えばグループホームをつくりたいとか、障害者のそうした施設につ
いてのご相談があったときには、区として社会資源がやはり荏原地域に不足しているので、こうした地
域での開設のお願いができないかと話もさせていただいてきたところでございます。グループホームに
ついては、平成27年度に民間活用型ということで補助金の制度もつくりまして、その後2カ所できた
わけなのですが、結局西五反田と西大井ということで、荏原地域ではなかったというところがございま
す。やはり、土地ですとか荏原地域が住宅地というところでは、なかなかまとまったそうした施設をつ
くりにくい状況にあるのかなと考えております。ただ、ここでそれを載せなければ進むものも進まない
という思いもございましたので、とにかくこの偏在があるということをまずは認識し、できるだけここ
でそういう開設をしていくのだという気持ちとして今回計画には載せさせていただいております。

今後の例えばグループホームと就労継続支援B型がどれぐらい必要になってくるかというようなところ
でございますが、グループホームは直近でいきますと、グループホーム金子山ができたときに割と公
に募集をかけました。そのときに30名程度の方のご応募がありまして10名決まったということに
なっています。そうすると、今希望したけれどもグループホームに入られていない方は20名というこ
とになるかと思うのですが、この数字も実は動いていくものだと思っております。実際グループホーム
金子山のときも応募されて決定したのですが、最後の段階になってやはりご家族の方からもう少し家族
で生活したいというご希望があって取り下げをされたケースもありますし、この先やはり親御さんの高
齢化に伴って、あるいはご本人の自立のためにということでグループホームを望まれる方も出てくると
思いますので、これについては引き続き、できれば年に1カ所でもつくっていければと考えております。

就労継続支援B型のほうになります。これはやはり特別支援学校の卒業生の見込みもあわせて見て
いく必要があると考えております。今度、荏原地域ではないのですが、児童学園の後に建てる施設のど
ころにまた20人分の就労継続支援B型ができるということで、当面の間は一応施設としては足りてい
る状況にはなりますが、ただ、また卒業生の方がどんどん増えるに従って足りなくなってくる状況はあ
ります。そのときにできればやはりこの荏原地域に就労継続支援B型をつくって、地域の方が通いやす
いそうした施設にしていければということと、あと就労継続支援B型でいけば、どこに通うかというこ
とも大事ですが、仕事の中身も大事かと思っておりますので、そうした視点もあわせながら、この地域へ

の開設というのを目指していきたいと考えているところでございます。

○鈴木（ひ）委員

まず、グループホームの需要をどう捉えるかというところのなのですけれども、私は金子山の公募が30名だったので、30名しかグループホームを希望している人がいないとは言えないと思うのです。金子山はたしか男性しか申し込みができなかったではないですか。そういう点で言えば、そういうところに女性は申し込むことができなかったわけですから、グループホームの需要をきちんと把握するということがまず必要なのではないかと思うのですけれども、そこら辺のところはどう考えられているでしょうか。例えば、特養ホームなんかでは入居者の募集を2月と8月締め切りで行い、点数表も公開をして、入所調整会議を行って点数に基づいてA・B・Cの判定が下されて、その結果が届くという仕組みになっていますし、保育園なんかも同じような感じでなっていると思うのです。このグループホームについてはどういうふう需要を把握して、入所調整会議ですとか誰をどう入れていくのかという判定をされているのかということもあわせてお聞かせいただきたいと思います。

○中山障害者福祉課長

金子山のときは、あわせまして森前のグループホームのほうも募集をかけましたので、男女とも募集をかけさせていただきました。その中で、割り振りをさせていただいたようなところでございます。

どうやってグループホームの入所の希望をとっているかというところでございますが、金子山は新設でできたので公募の形をとらせていただいたのですけれども、通常はやはり、親元を離れて一人暮らしをしたい、あるいはグループホームに入居したいというようなご相談を受ける中で一定把握をしているところでございます。それで、グループホームも区内のあきが出たとき、例えばグループホームの方が退所されたときにあきが出ますので、そうした相談の中でグループホームの希望があった方たちを入所調整会議に諮らせていただいております。ただ、グループホームの中には民間で運営をしているグループホームもありまして、そういうところはなかなか区の調整会議のような形はできておりませんので、実際には区立のグループホームとそれから品川総合福祉センターと福栄会の持っているグループホームについては、区も一緒に入って入所調整会議という形で決めさせていただいているところでございます。

○鈴木（ひ）委員

私は需要を把握するというところでは、相談に来ている人だけということだと、本当は希望したいのに相談のときに話していなかったという方、長い子どもの人生を考えたときには、できれば希望したいと思ってたという方も相談のところで言っていなかったら入らないわけではないですか。そういう点では私は需要をきちんと把握する仕組みをつくるのが必要なのではないかと思うのです。それから、やはり、その中で誰をどう入れていくかというあたりもしっかりとみんなが納得いくような形の仕組みというのはできないものかと思うのですが、その点についてもお聞かせいただけたらと思います。

それからあと、今の課長の話ですと、3年間で1カ所できればということで、しかも民間の方で相談があれば、できれば荏原地域につくっていただけませんかというような形でやっていくのだと、民間の人がいなくなったらできないということになってしまうわけです。それでいいのかと思うのです。やはりこれだけ荏原地域に全然施設がなくて、何とか建てていかなくはいけないという方針も立てて目指すということであれば、そのところをやはり区としても、しっかりかかわって主体になってつくっていくという方針を持たない限りは私はできないのではないかと思うのです。だって、そういうふうなことでなかなかグループホームができてこなくて、グループホームの整備率というのは23区で最低レベルという状況になっているわけですから、これはやはり品川区が主体的に目標を持って、具体的にどこに

どういふふうにつくっていかうかというところを持たない限り、私はできないのではないかと思うのですけれども、その点はどうでしょうか。

そして、今行財政改革特別委員会の中で、請願にも出されましたけれども、林試の森の隣の公園のところでは国有地を購入するということがほぼ決まって、そういう方向で進められているのではないですか。そのところにやはり障害者の施設をぜひ入れてほしいということ、課のほうから、課長のほうから、それを仕切っている企画調整課長のところに要望していくと、そういうふうなところで実現をしていく方針は持てないのかなと思うのですけれども、そのこともお聞かせください。

あと、もう一つは、荏原地域で一番親御さんたちが求めているのは、荏原第四中学校跡のところなのです。あそこは本当に駅から近いですし、荏原地域の中に入りますし、荏原第四中学校跡で今保育園が5年間ぐらいやると思うのですけれども、その後荏原第四中学校跡に障害者施設施設を入れていくという方針で、ぜひあそこに建てていくということを課のほうからも求めていただいて、ぜひ実現をさせていくことはできないのだろうかと思うのですけれども、その点もあわせてお聞かせください。

○中山障害者福祉課長

まず1点目のグループホームの利用のご希望を、相談だけではなくもう少し、例えば特養の入所調整会議のような仕組みできちんと把握したらどうだろうかというご質問かと思えます。やはり今現在区内にあるグループホームは、定員で77人分という中であきそう出るわけではありません。そうした中で公募をして、例えば半年に一度、あるいは1年に一度、名簿をつくったとしてもなかなか入れないという状況もございますし、その期間が長いとその間にも状況も変わってしまうこともあります。また、品川区だけではなくグループホームに入られる方もいらっしゃいますので、やはり日ごろの相談のところを充実させていきながら、ご希望を伺い、まとまってきたときには当然公募という形もあわせてとりながら、既存の施設のあきについては相談の中で受けとめていきたいと考えているところでございます。

それから、林試の森横の土地のことかと思えます。今回の定例会でも答弁していますとおり、あちらの土地については国や東京都と今協議を重ねていて、その活用の方向としては、地域のにぎわいや防災機能の強化、それから子育て支援や福祉なども含めた複合施設ということで動いているところでございます。福祉ということであれば障害者ということも可能性としてはあるかなとは思っているところですが、これはやはり区全体で何が今一番求められているかということを最終的に決定していくものでございますので、担当の課長としては、障害者施設をつくってほしいという要望はしていきますが、それがそのまま決定するかというと、区にはさまざまな需要がございますので、そうした需要を見ながら決定していくものだと考えております。

○鈴木（ひ）委員

私はグループホームのあきがなかなか出ないからこそ、やはりしっかりと需要を把握して、そして公平な形での入所の選定をしていくというのが求められるのではないかなと思います。あきが出ないからこそそういうふうには公平、公正な仕組みをぜひつくるべきではないかと思うのですけれども、その点が1つです。

それから、今課長からは林試の森隣のところについては課長として要望をしていくということで確認をさせていただいてよろしいでしょうか。ぜひ強く求めていただきたいと思えます。

それから、荏原第四中学校跡のところは今答弁がなかったと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○中山障害者福祉課長

まず、グループホーム入所の際の調整会議ですけれども、区内のグループホームにもさまざまなグループホームがございますので、例えばバリアフリーがされているところもあれば、バリアフリーでないところもあります。ですので、入所調整会議の中ではご本人の状況、家族の状況、緊急度、それからその施設に合うかどうか、そういったことを公平な立場で複数の目で確認しながら入所の推薦をさせていただいております。その中で、例えば1つあきがでたときには複数、2人ないし3人の方を推薦させていただく中で、ご家族、ご本人に当たっていきながら、実際に入所する方を決めているという状況でございます。

区の中にはさまざまな行政需要がございますので、それぞれの所管は自分の部署の仕事を考えてこうしたものをつくってほしいということは要望していきます。そういう意味では今回こちらの福祉計画において荏原地域に障害者施設が必要だということは明確にしたところでございますので、そういう機会があれば必要だということは訴えてまいります。ただ、それと実現するかどうかというところはやはりもう少し全体の調整が入るので何とも言えないところだと考えております。

○鈴木（ひ）委員

グループホームを全体で何人が希望しているかというところは、区では現在把握していないということになるのでしょうか。金子山では30名公募があったということなのですが、それ以外のところでグループホームにできれば入りたいという希望を持っている方がいるかという人数を把握されていたら何人なのかもお聞かせいただきたいと思います。

それから、とにかく林試の森隣はほぼ購入するという方向で動いているわけですから、そのところには一番身近なところでそういう方針を立てて、思いを持っている区民のところの課長が言わなければ、課長から要望が出なければ企画調整課長はなかなかわからない状況があると思うのです。そういう点で言えば、企画調整課長のところに障害者のグループホームと就労継続支援B型をぜひつくってほしいということで、課長からこういう方針も立てているので建ててほしいという要望をしていただきたいと思うのですけれども、その点もお聞かせください。

それから、荏原第四中学校跡も、今もうあそこが保育園の建て替えに使われていますけれども、それも多分5年間という期間限定だと思いますので、その後にはぜひ障害者施設をということで課長から言っていくことが必要なのではないかと思うのですけれども、その点もあわせてお願いします。

○中山障害者福祉課長

まず、金子山の公募をする前に、区のほうでどれぐらいの方がグループホームのご希望をされているかというのを相談の中からピックアップしたときは29名でした。ですので、公募と同じような状況ではあったかと思えます。公募のときは、この相談者以外の方で例えば入所を既にされている方がグループホームに地域移行したいというご要望があったということがあります。

林試の森のところについては、障害者福祉課としては障害者施設をつくってほしいということは言っています。ただ、そこは全体の決定があることなので、私の立場で言えるのはここまでと考えております。

この間も特に荏原地域に障害者施設が必要だということは声は上げてきておりますので、そのときどき、例えば土地の当て等があれば相談という形でこちらにも声はいただける状況であると考えています。

○鈴木（ひ）委員

相談の中で29名というところなのですが、今回の計画の中でも障害者のほうはアンケート調査をしませんでしたので、そういう要望はなかなかつかめないというところがあったと思うのです。私

はそういうふうなところできちんとどれだけの要望があるのか、需要があるのかということをつかまないとどれだけつくったらいいのかということもなかなか見通しが見つからないと思うのです。私はこの29名だけではないのではないのかという思いと、それからそういう希望をとるときに、他県の施設に入っている人も品川区にグループホームができれば、ぜひ戻ってきたい、グループホームに入りたいという方もたくさんいると聞いているのです。そういうところも含めて、私は需要の調査が必要なのではないかと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

それと、もう一つ、グループホームの開設という点では開設助成というのがありますよね。その開設助成の中身も教えていただきたいです。それと、運営費補助とか土地の取得費補助、建設費の補助というのがあるのか、そこら辺のところを民間の方がやるとしたら、どれぐらいの補助が出るのかということが一つ。それから、就労継続支援B型についてはそういう開設の補助はあるのか、就労継続支援B型もあわせて民間任せでいくのか、その点についてもお聞かせいただきたいと思います。

○中山障害者福祉課長

例えば、遠くの施設にいる方で本来であれば区内の施設があいたら区内に移りたいというようなお話も伺っております。ですので、そういう方がいたときにはお声をかけるようにはしていきたいと思っはいるのですが、ただ、どうしても緊急度という点からすると、今在宅でいらっしゃる方のほうが優先される状況にはあるかなと考えているところでございます。それで、やはり今困ったというようなこともありますので、今すぐどうにかしてほしいと等の相談は、例えば区内にあきがあれば近隣のグループホームを探してご紹介したりということもさせていただいているところでございます。

それから、グループホームの開設についてになります。土地の取得に対する助成というのはないのですが、建物を建てる、あるいは改修するための経費の助成を東京都がやっております。東京都の補助制度が8分の7ということですので、残りの8分の1を区が負担する形にしています。そのほか、例えば重度の方を受け入れてくださっているグループホームに対しては、やはり専門の職員が必要だということでその人件費の助成をさせていただいたり、あるいは精神のグループホーム等ですと、当初なかなかできたときに埋まらないと、家賃のところが困ってしまうということがあるので、家賃助成のようなこともしているところでございます。

○中山障害者福祉課長

就労継続支援B型については、特に区として単独で補助をしているものはございませんが、建てる時に国や東京都の補助金があります。あと、ご相談があったときに、場合によって個別に区で補助金をつくることもございますが、通常区の中で皆さんに公にしているような補助制度があるかということ、それは現在ない状況でございます。

○鈴木（ひ）委員

そうなると、就労継続支援B型ができるというのはなかなか本当に厳しい状況にあるのが現実なのかと思うのですけれども、そこら辺のところはどうやって荏原に建てていこうと考えられているのでしょうか。それから、グループホーム金子山も品川区が土地を取得して、それで建設費もこれだけ補助を出して、そして福栄会に委託をしたという形ですよね。そういうことであれば、手を挙げる民間の事業者もたくさんいるのではないかと思うのです。そういうところで、私は品川区が主体になって土地も取得をして、そして建設費も補助を出しながら、事業者を公募する、さまざまな事業者を品川区に入れていくという形にぜひしていただきたいと思うのですけれども、その点どうでしょうか。他区の状況を見ると、さまざまな社会福祉法人がその特徴を活かしてさまざまな事業をされているのです。そういう

点で、就労継続支援B型の中身にしても本当に充実をした内容でされているという状況が他区ですごくあると思うのですが、そういうのをぜひ品川でもやってほしいという声をたくさん聞くのです。そういうところ言えば、就労継続支援B型は民間のところでは任せていたら私はできないのではないかと思いますので、品川区がぜひそういう形で土地を取得して建てて、公募をするという形で、多様な事業者が入ってこれるような形にぜひしていただきたいと思うのですが、その点もいかがでしょうか。

○中山障害者福祉課長

金子山のときは、民間のグループホームが1つ閉鎖があるという事情もございました。その中で、どこか土地がないか探し、たまたまグループホームを建設するのに手ごろな土地が出てきましたので、あのときはたしか補正でご審議いただき土地を購入し、それでグループホームを建てたという状況がございます。今現在荏原地域でどこか土地があるかという、その当てがある状況ではないので、そういうチャンスがあればこの前も行ったような形は全くないわけではないと思っております。

前回、福栄会に委託をした、公募にならなかったというのは、とにかく東京都の補助金をもらうために急いで建設をしなければいけない、建設の時期の問題もございましたし、あのエリアにちょうど福栄会が既に2カ所グループホームを持っていて、運営の効率性というところからも十分に図られるだろうということ。それから、ちょうど区立のグループホームを運営しているのがあの時点で品川総合福祉センターがやめてしまったので、社会福祉法人げんきと福栄会の2カ所だった。そういうこともありまして、とにかくスピードを第一優先にしたので、福栄会のほうにお話をさせていただきました。

ただ、区として施設を運営するとき、例えば指定管理をするときに今回の新施設等も全国的に公募もかけましたし、特定の法人だけに頼ってということではなく考えていきたいと思っておりますので、今後そういった当てがあったとき、やはり指定管理のときは公募をしていくような方法で運営事業者も決めていければと考えております。

○鈴木（ひ）委員

ということは、土地があったとしたら、区が主体になってグループホームや就労継続支援B型をつくって、そして指定管理者を公募してさまざまな事業者を入れていくという方針を持っているということで確認させていただいていいでしょうか。その点が一つです。

それから、先ほど、グループホームの需要をしっかりと他県で入所している人も含めて、また区内で生活されている方も含めてきちんと需要を把握するということが必要なのではないかということに対するの答弁をぜひお願いしたいと思っております。

そして、先ほど緊急度で在宅の人が優先ということでは言われたのですが、それだけ緊急の人を入れるくらいしかないというのが今の実態なわけですね。そういう点で言えば、本当に足りなくて他県に行かざるを得なくなったという方も本当に他県を希望して行っているということではなくて、そこしか本当に入るところがなくに行っているというのが多くの方の実態だと思うのです。そういう方がいつまでたっても他県に入ったままという状況をそのままにしておいていいのか。本当に障害者福祉、これが実態なのかと、本当にそんな思いがしてしまうのですが、そういうところからしても、私は他県の方々の需要もしっかりと把握して、そしてそれに合わせたグループホームの増設をする。ほかの区並みにつくれば私はそういうのは可能ではないかと思うのです。こんなに整備率が低いという状況ですから、もう少し本当に区が主体になってぜひつくっていただきたいと思っております。そのことについても改めてお聞かせください。

○中山障害者福祉課長

この荏原地域に何とか障害者施設をとという思いは私もございますので、その手法としてはさまざまある。その中に土地があったときにそういうことも考えられるということでございます。

それから、グループホームというのは、やはり日中活動の場があつてのグループホームということになってきます。ですから、例えば今他県でなれたところで生活をされている、なれたところでお仕事だったり日中活動の場があるという方について、こちらに来るときに、では日中の活動の場をどうするか、そういった問題もありますので、ご相談の中でやはりどういうことがいいのかというのは考えていく必要があると思っています。

この間、グループホームを区はつくっていないわけではないのです。区立も1カ所上大崎につくりました。ただ、やはり民間の事業所が平成25年以降でも3カ所廃止になっています。そういうような状況で区がつくってもなかなか数字として総合計の入所者数が伸びていかないような苦しい状況もございます。ただ、やはり必要だということは思っておりますので、補助金の制度もそうですし、あるいはそういう土地の状況なんかもよくリサーチしながら、何とかこの地域へ就労継続支援B型とグループホームの開設につなげていければと思っているところでございます。

○鈴木（ひ）委員

土地があったときということですがけれども、まさに今林試の森公園の隣のところに土地があるわけです。そこをぜひ逃さないでやってほしいと思います。

もう何もかもやはり施設が足りないのです。それで、なれた人が日中活動もあわせてということですがけれども、だからこそ就労継続支援B型とあわせてつくってもらえればと思います。本当に品川に戻ってきたいという声をいっぱい聞くのです。そういう方には、それまで本当に他県でご苦労をかけているわけですから、ずっとそのままにしておくのではなくて、やはりその方の希望に応えるという形でぜひ私は区が主体になって、土地も探せば絶対にありますから、ぜひ土地も探して区が主体でやっていただきたいと思います。

○石田（ち）副委員長

先ほどから当てがないということでしたけれども林試の森の公園隣の跡地とか、荏原第四中学校というのがあるわけで、当てがないという認識、荏原地域に何とかと思っておりますと言っても今現在そういう土地があるのに当てがないと言っていること自体が少し課長として弱いのではないかと思います。この間厚生委員会で行政視察に行ったときも、それは介護保険の関係でしたけれども、やはり課長の熱意でねじ込んでいくような、そういう県があったわけです。なので、課長ってそういう力もあるのだなと私は他県に行って感じたのです。ですので、林試の森のところももう進んでいるという実態もあるかもしれないのですが、やはりそこは本当に今障害があるというだけで家族一緒に過ごせない、暮らせなという実態を本気でなくそうというのであれば、それぐらいの課長の熱意で押していくということが必要なのではないかと思います。その辺いかがでしょうか。

○中山障害者福祉課長

私も熱意が足りないと言われればあれなのかもしれませんが、この間施設整備には努めてまいりました。新しい新設にも着手しておりますし、決して足りているとももちろん思っておりませんし、やはりつくらなければいけないという認識は持っております。そうした認識のもと、企画調整課とも話をしながら、最終的にどういう案になるかというのはこれから区のほうで決定をしていくべきものだと考えているところでございます。

○石田（ち）副委員長

ぜひ熱意を持って、私たちもそこは本当に支援していきたい、応援していきたいと思っています。区民の願いですし、障害があるというだけで当たり前の生活がこの品川で送れないということを一日も早くなくしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより、意見陳述の取り扱いをお諮りいたします。

平成30年陳情第3号、荏原地域に障害者施設の整備に関する陳情について、本日この場で意見陳述の申し出を受けるか否かについて、ご意見をお願いいたします。

○鈴木（真）委員

ご本人ともお話はさせていただいておりますし、質疑の内容から、意見陳述を受けないでこのまま採決で判断していただきたいと思います。

○鈴木（ひ）委員

私も実際にお話もたくさん聞いていますけれども、その上で皆さんに訴えたいということで、陳述の文章も準備をして、当事者が見えているわけです。それを区民の声を聞かない、最後の最後まで声を聞かない。こんな品川の区議会のやり方で私は本当にいいのかと思うのです。準備してきているのに意見陳述を聞かないというのであれば、聞かない理由をぜひ教えていただきたいと思います。

○若林委員

今、自立支援協議会等も公開をされて、またこの問題については今年の所管事務調査の資料も出していただいて明らかにしていただき、また当事者の声も聞きながら審議を進めているところという認識でおりますので、意見陳述は結構だと思います。

○大倉委員

私も慣例に従って意見陳述なしで結構だと思います。

○石田（秀）委員長

それでは、平成30年陳情第3号、荏原地域に障害者施設の整備に関する陳情についての意見陳述の申し出を受けることに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。賛成少数でございます。よって、本陳情についての意見陳述の申し出は受けられないことに決定をいたしました。

それでは、平成30年陳情第3号の取り扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言を願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、自民党・子ども未来からお願いをいたします。

○鈴木（真）委員

先ほども少しお話申し上げましたが、陳情者ご本人からもお話を伺っております。また、今回の福祉計画の中にもうたっておりますし、それから前回の委員会の中で偏在ということも出ておりました。その辺は踏まえておりますが、全体的な行政需要、土地の問題等の絡みもあるので、継続という形にさせ

ていただきたいと思います。

○若林委員

同じく継続でいいかと思います。区の姿勢も非常に前向きに捉えているということで、今後計画も正式に立てられていく中で、また取り組みというのは引き続き注視をするという意味では継続で結構かと思えます。

○鈴木（ひ）委員

私は結論を出すということで、ぜひ採択をしていただきたい。そして、区議会でこれを採択をするということになれば、品川区に対してもすごく背中を押すことになりまして、これだけないということが一目瞭然の資料も出されながら、そして今度の計画にもそういうことを目指したいということを記しながら、実はその担保が全くないと、このところを実現させていくというためにも、今回の陳情はぜひ採択をお願いします。

○大倉委員

継続でお願いしたいと思います。これからいろいろな検討がされていく中で、しっかりと注視をしながらこれについては進めていっていただきたいと思っております。

○石田（秀）委員長

継続にする、結論を出すでご意見が分かれましたが、鈴木ひろ子委員、いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

それでは、今皆さんに意見を伺いました。それでは、陳情第3号については継続にするというご意見と、結論を出すというご意見に分かれましたので、まずこの件について挙手により採決いたします。

陳情第3号について、継続とすることに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○石田（秀）委員長

賛成者多数につき、継続と決定をいたしました。

それでは陳情第3号は継続といたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時42分休憩

○午後1時45分再開

○石田（秀）委員長

それでは、休憩前に引き続き、厚生委員会を再開いたします。

(4) 平成30年陳情第4号 品川区公式ホームページにおける障害福祉関連ページの充実を求める陳情

○石田（秀）委員長

平成30年陳情第4号、品川区公式ホームページにおける障害福祉関連ページの充実を求める陳情を議題に供します。

本件は初めての審査になりますので、書記に朗読をさせます。

〔書記朗読〕

○石田（秀）委員長

朗読が終わりました。

理事者の説明の前に、本陳情に関しましては、陳情者より意見陳述の申し出が出されております。慣例によりまして、質疑終了後意見表明の前にお諮りをしたいと思っておりますが、その取り扱いでよろしいでしょうか。

○鈴木（ひ）委員

先ほども同じなのですけれども、やはり障害の団体の方がこういうふうな形で出されていて、そして、もっと言いたいことがあるのだと、ぜひ聞いてほしいということで準備をされてきているわけですから、その区民の声にしっかりと耳を傾けるといのは議員の役割として当然だと思うのです。ですので、審議の前に聞くほうが、より深い審議ができると思いますので、ぜひ審議の前に意見陳述を受けたいと思います。

○石田（秀）委員長

ただいまいただきましたご意見では、冒頭に諮る、質疑終了後に諮るということで見解が分かれています。まず初めに本件陳情の意見陳述の取り扱いについて確認をさせていただきます。

冒頭に諮ることに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。賛成少数ですので、本意見陳述の申し出の取り扱いは、質疑終了後に諮らせていただきたいと思います。

それでは、本件に関しまして、理事者より説明願います。

○中山障害者福祉課長

陳情第4号、品川区公式ホームページにおける障害福祉関連ページの充実を求める陳情について、現況をご説明いたします。

障害のある方やそのご家族にとってホームページが情報収集手段として便利なものであることは認識しております。この間、ホームページにつきましては、内容のチェックを行いまして、古い情報やリンク先について再確認を行い修正をしたところです。この陳情にあります障害福祉サービスの申請方法や手続きの流れについてですが、現在の区のホームページでは障害者のしおりのところに記載されている状況です。ただ、障害者のしおりというのがPDFのファイルのためにダイレクトにその申請の流れのところにアクセスできない状況になっています。これにつきましては、「障害のある方へ」という障害者福祉のトップページの最初のページのところにサービスを受けたい方向けに申請の流れ図を掲載するような形で修正ができればと思っております。障害者や障害児の事業所のリストについてですが、現在は「障害のある方へ」というトップページのところの「施設など」のタグか、あるいは「障害福祉サービス事業者情報」のタグ、こちらから検索するような形になっています。障害者福祉サービス事業者情報は、東京都障害者サービス情報にリンクを張っているので、都の指定状況がタイムリーに把握をできる場所ではあるのですが、区が直接載せているものではないというところになります。

現在品川区のホームページなのですが、民間事業所のホームページに直接リンクを張ることがセキュリティ上できないということになっています。例えば高齢者福祉課では、介護保険関連の情報につきまして別のホームページを作成して、そこから民間事業所のホームページにもリンクできるような形をとっております。そういうのを作成するには少し時間もかかるとは思いますけれども、こうした手段につ

いては検討していかないといけないかなというふうには考えているところでございます。

ホームページの見直しにつきましては、抜本的に見直すとなると全体の構成も考える必要があり、なかなかすぐというわけにはいかない部分もあるかと思うのですが、できることからわかりやすく調べやすいホームページになるよう努力してまいりたいと考えております。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。ご発言をお願いします。

○鈴木（ひ）委員

去年の8月の厚生委員会の中でホームページ、すごく古い情報がそのまま載っていたということ、またクリックするとリンク先がなかったりということで指摘をさせていただいたときに、区のほうで見直していくという答弁があって、内容のチェックと修正をされたということなのですが、これはいつごろされて、そのされた中身のポイントというのはどういうところでされたのかということをお聞かせいただきたいと思います。

○中山障害者福祉課長

8月の時点でやはり古い情報があるというご指摘をいただきましたし、リンク先がなくなっているということもいただきましたので、リンク先につきましてリンクまでクリックして実際にきちんとつながるかどうかの確認、それからしおりを作成してそこを塗り替えて、できるものを修正したつもりではあったのですが直ってない箇所があったということで、8月から9月、10月くらいの期間にかけて手直しをいたしました。

それで、今回ちょうど福祉計画の改定作業がありましたので、それにあわせて「施設など」のところの情報は新しいものと差し替えたところでございます。

○鈴木（ひ）委員

私も見させていただいて、前とは随分変わったなという感じに思いました。それでもまだ更新日付が2013年とか2012年とかというものがそのまま載っていたりするのですが、ここのところはもしチェックをされたのであれば、内容が変わらないということでそのままになっているのかなとも思ったのですが、余りにも古い日付というのはもう少し変えられたほうがいいのかと思いました。あと、やはり情報というところでは、今なかなか施設のところもリンクを張れないというふうなことだったので、どういう施設が何をやっていて、ここだったら行きたいとかというところを一番調べたいというのが1つと、それから相談するところ、相談と施設というところが一番なのかなという思いが私はするのです。その相談のところもほかの区では何を対象にしているかとか精神、知的、相談の対象、それから受付時間、運営法人等詳しく書いてあるなと思ったのです。こういうふうなところはやはり知りたいところなのではないかと思うのですが、そういうふうなところの情報も入れていただいたほうがいいのかと思うのですが、その点もお聞かせいただきたいと思います。

それから、本当に施設もいろいろなサービスがあって、そのサービスの中身とその先がどういうふうになっているのかというところが一番私は知りたいなと、自分だったらそういうふうなところを見たいなと思ったときに、品川の「施設など」というところに行くのも何回かクリックしないと行きつけないのです。そういうふうなものももう少しそういうふうになんが一番障害のある方が求めているものなのかというところから考えていただくと改善部分がいろいろと見えてくるのかなと思ったのです。何度もクリックして、やっと見つけたという感じではなくて、もう少し見つけやすいような形にしてもらえ

るといいなと思ったのと、心身障害者福祉会館についてだけはクリックするとそのページに飛んで、そこから品川総合福祉センターのページにも飛ぶことができるので、品川総合福祉センターで行っているサービスもずっと見ていけるという状況になっているのですけれども、それは多分しなふくのところだけであって、福栄会だったりとかほかのところにはそういうふうなものが見つからなかったもので、見つけ方があるのかどうなのか。そこら辺のところをもっと就労継続支援B型にしても生活介護にしても自立訓練にしても放課後等デイサービスにしても相談の事業所にしても、そういうふうな形で情報として欲しいというときに、すぐわかるものにぜひしていただきたいなと、私は思いますし、そういうご要望も伺っているのですけれども、そういうところではいかがでしょうか。

○中山障害者福祉課長

まず、更新の日付の件についてですが、これは修正をしたときに更新の日付に塗り替わるということになるので、必ずしもこの日にちが古いから情報が間違っているかというとはそうではなく、内容の修正がないのでそのままということもあります。これは現在のホームページがそういうふうになっております。

それで、相談のところになります。今少し改めて見まして、「相談の窓口」というところをクリックするとさまざまな相談機関がずらっと載っているだけになっています。やはりそこでサービスを受けたい方の相談機関なのか、それともまた違った、例えばそれこそ学校のこともありますしボランティアセンターだとかいろいろなところも入ってきています。なので、相談者の目線で考えて、サービスを使いたいときの相談の流れ図を一つ設けたほうがいいかなとは思っております。

それで逆にさっき委員おっしゃっていた、相談のところをクリックしたときに、運営法人だとかどうい障害の人を対象にしているかというのは、「施設など」のほうから入って行ってそういう情報が見えるというのがいいかなと思っているところです。

現在、心身障害者福祉会館のところから今品川総合福祉センターのホームページに行けたというお話だったのですけれども、申しわけありません、少しそこは私は認識が違っておりました、東京都障害者サービス情報のほうから飛ぶとその指定情報からそれぞれの法人のホームページに飛べるような状況にはなっているのですけれども、品川区のホームページから直接民間の事業所には飛べないと、それは広報広聴課のセキュリティーの関係でそういうふうになっていると聞いております。ですので、それが社会福祉法人だから飛んだのかというのは、もう一度仕立てのところを私も確認してみないといけないかと改めて思ったところです。

民間の事業所に飛ばすためにどうしたらいいかについてですが、先ほど少しお話しました高齢者福祉課の介護保険のページが、民間事業者のホームページにもリンクを張っているのです、そういうような区のホームページから品川区の障害者福祉施策のホームページをもう一つ別立てでつくって、そこから民間の事業所の情報などをとることができるというようなことも考える必要があるのではないかと考えているところでございます。

○鈴木（ひ）委員

「施設など」というところから入っていくと、「障害のある方のための施設」というのが出てきますよね。そのところにずらっと施設名が出ているのですけれども、その一番上のところに心身障害者福祉会館があり、そこをクリックすると一番下のところに品川総合福祉センター（別ウインドウ表示）というのがあるのです。そこから品川総合福祉センターのホームページに行き、その施設紹介というところをクリックすると、かもめ園、さつき、サンかもめ、福祉工場しながわと全部出てきて、「詳細はこちら

ら」をクリックすると、かもめ園だったらかもめ園がどういう施設なのかを写真から施設からいっぱい出ているので全部見られるようになっているのです。だから、こういう形で品川総合福祉センターだけでなく福栄会とかグローとかほかのところも全部やっていただけるのかなと思ったのです。すごく、そういうふうな情報があるといい。結構ほかのところはみんなそういうふうな感じになっていたので、ぜひそれを区としても、品川総合福祉センターができるのでほかもできるのかなと思うのですけれどもそれが一つ。

○石田（秀）委員長

少し待ってください。途中でとめるようで申しわけないのだけれども、今本会議とかはお互いタブレットを持ってやるという約束で、今委員会運営としては持ち込み可能、携帯も可となりましたが、だからとっているいろいろなホームページをその場でクリックしてその内容の中身について議論していいということまで、私の理解ではまだ決まっていないと議会運営委員会とかいろいろな形の中で、ではどういう形をとろうと。この前もパネルとかそういうのは出す、携帯も持ち込み可だけれども、この中で皆さんがお持ちかと思しますので、では一緒にそのインターネットの中身について議論ができるようにしましよというところまで今私になってないと思っています。だから、今鈴木ひろ子委員がお持ちでこれやるのは構わないのだけれども、では理事者とそういうのをお互い使いながらそれで議論するというのは、今この委員会運営の改革をしている中で議会運営委員会の中ではそこまでそういう話になっていないと思っています。今みたいな話だと余りに逸脱しているような気がしてならない。議会運営委員会の部分も。だから広報広聴課では今セキュリティーをかけていることを違う、そうだというのはもちろんいいのだけれども、こっち側でタブレットを持ってこういうふうにというところまでは来てないと思っている。私も間違っていたら議会運営委員会とかでもう一回諮るけれども、私の今の理解はそこまでのので。そこら辺間違っていたら申しわけないが、それを踏まえていただいてやっていただければと思う。

○鈴木（ひ）委員

わかりました。私は今は確かめる意味でホームページを見たのですけれども、もともとそういうふうな形で見てきていました。品川総合福祉センターはずいぶん詳しく、その関係の施設も全部わかる形になっていたので、ぜひそういうところでも改善していただけたらなと思います。

あと、今少し見てきたところでも、こういうのはもっと知りたいのではないかというのを多分障害者の方や親の目線とかで見ていただく。そうすればもっといろいろとこういう情報があるといいのではないかというのが見えてくるのかなと思うのですけれども、やはりホームページからたくさんの情報が得られるようにしていただきたいと思います。ほかの区のページを見るとすごくかなりの情報が載っているのです。障害者だけでなく高齢者にしてもあらゆることが、本当に詳しく載っているのです。ああ、こういうことだったのかというのがわかる。そういうふうなページにぜひしていただきたいと思うのですけれども。

例えば、「障害者住宅」というページもあって、これは2015年の更新で今全く変わっていないからそのままなのだと思うのですが、どういう障害者住宅がどこにあるのかというのは全くわからない状況なのです。対象者という項目しかなくて、品川区の障害者住宅というのはどこに何戸あって利用料はどうなっているのだろうというところを見たいときに、情報としてなかなか得られないなと思ったのです。だから、そういうふうなところをぜひ改善していただけたらいいのかなと思います。

あと、「障害者団体」というページも7団体だけが出ているのですけれども、これは今回パブリックコメントも後で報告があると思うのですけれども、そここのところでもいろいろな団体からヒアリングをし

ていますよね。そういうところでは、この7団体だけを障害者団体ということで載せるというのもわからなかったのですが、そういうようなのも含めて、欲しい情報が得られる、そういうホームページを当事者目線でぜひ作っていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。今回事前に意見陳述がされなかったので私がお聞きしたところでは、情報量が全くほかの区と比べてもすごく少ないということをいただいたのです。そういう点ではぜひ情報量としても増やして、知りたい情報が知れるというホームページにぜひしていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○中山障害者福祉課長

先ほどの民間事業所のところのホームページのリンクについては、再度広報広聴課と確認をして、このページ上でできるのであれば、そのような形をとればと思っております。

それで、情報量をしっかりというところになります。情報量を入れながら情報を整理して見やすさの工夫というのも必要だと思っております。港区のホームページが比較的わかりやすいかと思いました。文字量がそんなに多いわけではなくて、そこから必要な項目に飛ぶリンクのよさが見てとれたので、そういうところは参考にできるかと考えたところです。

障害者団体のところは、今障害者団体登録というのを仕組みとして持っておりますが、やはり区が障害者団体として認識するには、7団体もそうですけれども団体登録をしていただかないとわからないということもありますし、今後は例えば登録した団体にホームページ上の掲載について了解を得て、ということになればこのホームページにほかの障害者団体も追加していくということは可能だと考えております。やはりこういった情報を障害者の方が必要とされているかというところの視点にもう一度立ち返りながら、内容の点検をするということになるとなかなかすぐきれいに変わるということが難しいかもしれませんが、少し時間をかけて全体のページの構成も考えていく必要があると思っております。

○鈴木（ひ）委員

わかりやすさというところなのですけれども、一番初めの障害者のページに飛ぶときには区のホームページのトップから「健康・福祉」と入らないといけないのです。いろいろホームページを私も見ていたときに、障害についてはどこで見ればいいのか、「健康・福祉」とあるから福祉かなと考えないと入れないというところになっているので、障害福祉という項目が区のトップページにあって、そこをクリックすると障害のところに行けるというように、障害者の方が情報を得やすいような形での、障害者福祉という項目を初めからつくっていただくのはできないのかと思いました。先ほど、どこにどう相談をしていけばいいかというときに、これは多分障害者福祉のしおりもそうだったような気がするのですけれども、ほかの区のところはしおりも身体、知的、精神、児童、難病という形で、指定特定相談支援事業所ではここの相談ができますよと丸がついていたりするのです。それで、受付時間とか運営法人というところまで載せていただいたほうがいい。例えば「たいむ」というところを開いて、「たいむ」は精神障害の人の相談をしますみたいに、一つ一つ、そこに行って初めて「たいむ」は精神しかやっていないというのがわかるという状況なのです。だから、もっと初めのところの相談のところ。まずは相談。相談に行くときにではどこにと考えたときに、相談の対象、受付時間、運営法人、こころ辺も入れていただいたほうがいいかと思うのですけれども、その点もお聞かせいただけたらと思います。相談を受けて、ではどういうサービスを受けていくかというときに、サービスの種類を見て、そのサービスの種類のところからリンク先に飛んで、こういうものなのかというところ、写真も入れて運営法人がどこで、そしてどのような体制、サービスをやっているのかがわかるようなホームページに飛んでわかると、一

番いいのかなという思いがするのです。ぜひそういう中身に変えていただきたいなと思っているのですが、いかがでしょうか。

○中山障害者福祉課長

いろいろな検索の仕方があると思うので、例えば障害別から入っていったほうがわかりやすい、要するに二重方向から入れるような検索というのも一つ考える必要があるかと感じたところです。今現在施設などのところは、名称と所在地と電話と最寄りの交通、それから地図をクリックするとおおよその地図が出るような状況になっています。多分今委員おっしゃったことはこのところに主たる対象別みたいなマークがあると、そこから引っ張っていけるのではないかというご提案だと思いますので、最終的にどういう形で施設の情報を外部も含めてリンクさせていくかということも含めまして、検討させていただければと思っております。

○鈴木（ひ）委員

あと、いろいろと様々な区のホームページを見ていたときに、実際問題その事業所に通っている人がどのような思いで通われているかというところで、これは練馬だったか、アンケートを全ての通所の利用者の方にとって、そのアンケートの結果も載せているのがあったのです。そういうものは品川区としてされているのか。されていたら、そういうものも参考にしながら選ぶこともできるのかなと思ったのですけれども、その点はいかがでしょう。

○中山障害者福祉課長

各施設でさまざまな取り組みはしているかと思うのですが、アンケートをとっているか、あるいはそういったアンケートを区で集めているかといったところでいくと、区のほうでは情報として持っていません。施設のほうの例えばPRということで、「施設など」のところからその施設のホームページに飛んだところで、自分のところはこういうことを大事にしていてこういう作業をやっていて、事業者の思いはこうですよというような、民間のところにリンクを張るといったことも一律にやるというよりは事業者の工夫の中でやっていくことは可能ではないかと考えています。

○鈴木（ひ）委員

どちらにしても、当事者、それから家族の方がどのような情報があると助かるのかというあたりを、いろいろまたヒアリングではないですけれどもぜひ聞いていただければ、そういうところからもっと充実したホームページもできてくるのかなと思います。多分、今いろいろな、特に若い方とかはネットをすごくよく見ているではないですか。だから、いろいろな自治体のネットもすごくよく研究されていると思いますので、そういうところでの当事者の意見を聞いて、得たい情報が得られるようなホームページにぜひ改善をしていただきたいと思います。

○石田（秀）委員長

ほかに。

○石田（ち）副委員長

情報を得るところで、やはり、調べようと思うと大体インターネットというのが今の子育て世代だったりでは通常だと思うのです。ですので、やはり多くの方が使われているところだと思いますし、そこも区も認識はされていると思うのですけれども、ホームページが充実、十分でないというところからみると、まずは一度区に問い合わせてくださいというのが基本スタンスにあるのかなのか、そこを確認させてください。

○中山障害者福祉課長

障害のある方のご相談はさまざまかと思うので、やはり当事者の方がご自身で調べて終わる、ここでいろいろ情報を仕入れるというところで済むこともあるでしょうし、やはり書ききれないことですか相談の中でまた見えてくる課題もあると思います。区としては、一律に何でも区に相談してくださいというつもりではもちろんないのですけれども、ただ、例えば今回も身体障害者手帳、愛の手帳のところで、もう少し申請方法だとかそういうことも加えてもいいかと思ったところではありますので、できるだけ情報を載せつつ、でもやはり最後は区の窓口なり相談支援センターなりにご相談いただければと思っております。

○石田（ち）副委員長

やはり自分で調べてわかりやすいというのと、それでもやはり相談しようということで問い合わせるという、やはり両方向で充実しているのが一番かと思うのです。先ほど広報広聴課のほうのセキュリティーとかの関係でいろいろおっしゃっていたのですが、ホームページは障害者福祉課の中だけで更新できないようになっていたのですか。ホームページの更新の仕方は、簡単にできてしまうものというふうに入り組んでいるというか、ほかの課もかかわらなければいけないものとかが結構あるのでしょうか。

○中山障害者福祉課長

私、実際にホームページの手続をしたことがないので、申しわけありません、詳しくはわからないのですが、一応セキュリティー上民間のところにリンクを張ることはできないと聞いています。それで、公の機関、先ほどの東京都のナビゲーションですとかWAM NET、それから例えば厚生労働省、そういうところのホームページにリンクを張ることはできると聞いています。障害者福祉課で修正ができるページもあれば、先ほど鈴木ひろ子委員からトップページに障害者福祉というタグを持ってきたらどうかというような提案ところは、やはり広報広聴課のほうでないと、全体のページの仕立てに関係してくるので、障害者福祉課だけではできないところになってきます。

○石田（ち）副委員長

ぜひそういったほかの課とも連携が必要なところは、こういった陳情も2度にわたって出されているというところからも一緒にやっていただいて、とにかく充実に向けて、障害者が必要とする情報を得られるというところをやはり念頭に置いていただく。それにはやはり当事者の声を聞いていただくのが一番だと思いますので、進めていっていただきたいと思っております。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。

ご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより、意見陳述の取り扱いをお諮りいたします。平成30年陳情第4号、品川区公式ホームページにおける障害福祉関連ページの充実を求める陳情について、本日この場で意見陳述の申し出を受けるか否かについて、ご意見をお願いいたします。

○鈴木（真）委員

私は先日代表者の方からご連絡をいただきました。今日は残念ながらご都合がつかないということだったので、内容、お話を聞いて、先ほど質疑の中でそのお話を聞いた内容は大体網羅されているのではないかと思いますので、意見陳述に関しては、今回しないでということで進めていただきたいと思っております。

○若林委員

今の質疑で意見陳述は結構だと思います。

○鈴木（ひ）委員

私はぜひ意見陳述を受けたいと思います。私たちはあくまでも想像の部分でやっていて、自分たちが気がついたことしか意見は言えないと思います。やはり障害の当事者の方、また親御さん、そういうところでの切実な思いをしっかりと受けとめていくというためにも、意見陳述をぜひ受けてください。

○大倉委員

慣例にのっとって意見陳述はなしで結構です。

○石田（秀）委員長

それでは、平成30年陳情第4号、品川区公式ホームページにおける障害福祉関連ページの充実を求める陳情についての意見陳述の申し出を受けることに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。賛成少数でございます。よって、本陳情についての意見陳述の申し出は受けられないことに決定をいたしました。

それでは、平成30年度陳情第4号の取り扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、自民党・子ども未来からお願いをいたします。

○鈴木（真）委員

先ほども申し上げましたが、陳情の代表者の方からお話も伺いましたし、この陳情の内容、それぞれ判断をさせていただきました。答弁の中でもいろいろお話がありましたが、ホームページの全体の構成ですとか、それから修正できる部分、できない部分、セキュリティーの部分いろいろまだ絡みがあると思いますので、ここで結論を出すのは自民党・子ども未来としては厳しいかなと思いますので、継続でお願いしたいと思います。

○若林委員

私どもは継続でお願いをしたいと思います。質疑の中でも明らかにされましたけれども、特に相談、手続の流れ等、早急にできるものは早急に手がけていただきたい。これは要望させていただいて。ただ、どの自治体のホームページも一番いいというのは、本当にこの世界一長一短で、そういう中でやはり量と質、見やすさ、それから合理的配慮となると、それぞれ視覚の障害のいわゆる種別というのがたくさんあってという中での合理的配慮。いかに全体の量と質を担保していくかというのは非常に大変な作業になると思いますので、しっかりととにかく区民、利用者の方、情報を得られたい方の立場に、目線に立って、全体の方針をしっかりと立て、計画し、具体化をしてというところにまたしっかり持ってほしいと思いますので、そういう意味では今後区の対応を見続けていきたいという意味での継続でございます。

○鈴木（ひ）委員

結論を出すということで、採択でお願いしたいと思います。区のほうとしても、8月に厚生委員会で議論がされて、その後内容をチェックをされて修正もされたという点では、さらに今回のこういう陳情を受けて、より充実をしていただきたいと思います。この陳情で出された中身というのは、全くそのとおりだと思いますので、ぜひ採択をしていきたいと思います。

○大倉委員

態度については継続でお願いいたします。お話の中にもありましたが、手直しできるところはもうどんどん随時手直しをしながらやってきているということと、一方で先ほどもお話にありましたが、セキュリティの問題、民間などリンクを張る先なども工夫していきながらやっていきたいとか、構成の関係で全体的にホームページを変えていくというのは難しいという部分でも、今すぐということではなくて継続して見ていかなければいけないのかなということと、見やすいホームページに関しては、ぜひ障害のある方もない方も、自分たちが欲しい情報に行きやすいホームページづくりというのはぜひ行っていただきたいと思います。

○石田（秀）委員長

ありがとうございました。

鈴木ひろ子委員は、このままの態度でいいですね。

それでは、継続にするという意見と、結論を出すという意見に分かれましたので、まずこの件を挙手により採決いたします。

陳情第4号について、継続とすることに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○石田（秀）委員長

賛成者多数につき、継続と決定をいたしました。

したがって、陳情第4号は継続といたします。

以上で、請願・陳情審査を終了いたします。

2 報告事項

(1) 地域福祉計画改定に伴う区民アンケート調査結果報告について

○石田（秀）委員長

それでは、予定表2、報告事項を聴取いたします。

初めに、(1)地域福祉計画改定に伴う区民アンケート調査結果報告についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○大串福祉計画課長

それでは、私から地域福祉計画改定に伴う区民アンケート調査結果報告について、ご説明したいと思います。恐れ入ります、資料をご覧くださいと思います。

来年度、地域福祉計画を改定する予定でございます。その改定作業の資料といったところで、区民向けのアンケート調査を行いました。

1番、調査の概要のところでございます。(1)調査の対象となりますけれども、区内在住の20歳から79歳の方、5,000人の方を対象としました。年齢、性別、住所などの比率を考慮して無作為抽出ということでございます。(2)調査の期間でございます。平成29年11月13日から30日ということでございます。調査方法といたしましては、郵送による配布・回収。その結果でございますが、回収結果といたしましては、回収の数が1,718人、こちらの方からご回答いただきました。回収率といたしましては34.4%、約35%の方の回答率ということになるかと思っております。調査結果につきましては、別紙でつけさせていただいておりますけれども、「品川区の地域福祉に関するアンケート調査報告書(案)」ということで、今回まとめたものでございます。

それから、2番でございます。地域福祉計画への反映ということでございますが、冒頭申し上げましたように、来年度策定委員会を立ち上げまして、地域福祉計画については改定作業を行ってまいります。その際の今結果による地域活動の状況、あるいは意向、こういったものを把握・分析いたしまして、計画策定の基礎資料とさせていただきたいと考えているところでございます。

恐れ入ります。続きまして、別立てでつけさせていただきました報告書(案)でございます。1ページをお開きいただければと思います。1ページは今申し上げたものでございます。目的や内容、回収結果等について記載をしているものでございます。2ページ以降、問1、問2、問3、問4、それから問5、問6までとなっておりますけれども、それぞれこちらについては回答をいただいている方の属性を伺っているものでございます。

5ページをお開きいただきたいと思います。5ページ、大きな番号として2番、地域共生社会の実現に向けてということで質問をさせていただいているところでございます。問7のところですが、ふだん生活をする中で以下のようなことを感じたことがありますかということで設問をさせていただいております。結果につきましては、ふだん生活をする中でやはり感じることは、障害のある方に対する偏見が27.5%と高くなっております。次いで、国籍による偏見が27%という形になっているというところでございます。

続きまして、6ページになります。問8でございます。日常生活で困ったことがあった場合、どのような人や機関に相談するかについてこちらは質問させていただきました。結果としては、やはり日常生活で困ったことがあった場合に相談する先としては、家族や親類。やはり身近な方が中心になってくるのかなといったところでございます。その次が友人や知人が65%。区役所等、要するに公的機関でございますが、こちらが21%となったところでございます。ただ、下から5個目に支え愛・ほっとステーションということで0.3%という回答率になっております。まだまだ13地区で展開して時間がたっていないところでこういった数字になっているのかなと、これは少し残念な結果だったと思っております。一層周知を深めていければと思っております。

それから、飛びまして9ページの問11でございます。あなたの周辺で孤立死やあるいは虐待等がある状況を知った場合、最初どのように対応しますかということで、設問をつくらせていただきました。やはり、60.4%が区役所や児童相談所、こういった公的機関への相談、その次が警察や交番といったところで挙がっているところでございます。下から4つ目のところに直接訪問するというところをつけさせていただきました。ただ、やはりそこを選択する方は少なかったといったところで、直接訪問されるのはやはりハードルが高いのかというのはこちらから感じたところでございます。

それから問12、10ページでございます。あなたの地域で優先的に取り組まなければならない課題ということで、地域課題について聞かせていただきました。そうした結果、やはり課題としては高齢者世帯の生活の支援といったのが43.6%と最も高く、次には災害といったところで40.2%の方が丸をつけていただいたといったところです。こちらからするとやはり比較的幅広い分野への問題意識があるのかなといったところが伺えるかなといったところでございます。

それから、問13、14につきましては、この地域福祉計画、やさしいまちづくり推進計画との統合といったところも踏まえておりますので、バリアフリーやユニバーサルデザインについてということで問いをつけさせていただいたところでございます。

それから、13ページをお開きいただきたいと思います。項目の4番になりますが、地域活動やボランティア活動についてお伺いをさせていただいたところでございます。具体には14ページ、問15-1

というところになります。先般の間15のところをよく活動していると答えていただいた方向けに質問をさせていただいたところがございます。その中ではやはり一番最初のところ、自分の所属する学校や職場で活動が行われているためとお答えになった方が多くなっているところがございます。間15-2、15ページでございます。活動したことはないとお回答していただいた方に重ねて聞いてみたところがございます。今後活動してみたいと思いますかという問いをさせていただきました。その結果、活動してみたいが15.9%、興味はあるが今はできないという回答が49%、合わせて約65%の方については、今はやっていないけれどもやってみたい、もしくは興味はある。ただ、それは今はできないという回答で、前向きなご回答になったのかなと捉えているところがございます。

続きまして、16ページでございます。間15-3で、間15-2で活動してみたい、または興味はあるが今はできないと答えた方に問いをさせていただきました。その結果、一番多かった回答が、自分に合った日時に参加できること、それから身近なところに活動の場があることという回答が多くなっておりました。やはりこういった形でご自身の環境であったり状況、これに合えばといったところが多くなってきているのかなというところがございます。

間15-4は、活動したくないという方でございます。そちらについて、やはり圧倒的に仕事が忙しいためというご回答が多くなっております。

それから、18ページでございます。間16でございます。あなたが近所に住む人のために働きながらでもできることは何ですかということに関してご質問させていただきました。そうした中では高齢者の安否確認、挨拶とかこういったところがございます。これを挙げていただいた方が非常に多かった。または、地域で役立つ情報の収集や提供、これが22.9%という形で出てきているものでございます。

間17でございます。こちらはボランティア活動に参加するとしたらといったところで問いをさせていただきました。その結果、やはり日時、曜日や時間帯、こういったものが情報として伝わる、わかるとやりやすい、あるいは単発参加の可否、1日や1時間などといったところで、継続的なものではなく単発ということであれば参加しやすいのではないかとといったご意向になっているのかなと思っております。

最後の20ページでございます。自由意見ということでお願いをさせていただきました。全部で452件記載をしているところがございます。452件のご意見をいただき、その中で分野ごとに分類をさせていただきました。やはりその中では地域の交流についてご意見を書いていただいた方が93件で20.6%ということになりかなり高い数字になっております。代表的なところといたしましては、例えばマンションの同じフロアにご高齢でひとりのおじいちゃんがいる子供を見ると喜ぶので時々つくったおかずなどを届けたりしています、子どもと触れ合う機会がある方が元気になるのかもしれないといったご意見を書いていただいた方、あるいはこれもマンションの関係なのですけれども、自分が住んでいるマンションの範囲内、マンション内の活動があれば気軽に参加できる気がしますというようなご意見をいただいております。それから、あとモラルやマナーについて46件、10.2%いただいております。これも子どもたちから挨拶をするような区になるとよいと思いますというようなご意見もいただいております。それから、情報提供につきましては、メールやライン、こういったものでボランティアの日時や場所の連絡が来るとお手伝いしやすくなるといったご意見、こういったところが多く出てきたところがございます。こうしたいただいた貴重なご意見を参考にさせていただきながら、来年度の策定委員会で議論をするといいますか、そういった形で使っていきたいと考えているところがございます。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○鈴木（ひ）委員

この地域福祉計画の策定が来年度というのは4月以降ということですね。そうすると、どんなメンバーでどれくらいの回数、おおよそ何月というところと、それからあと地域福祉計画策定委員会というのは、また公開の場で、傍聴とかも可能なのか、その点についてもお聞かせください。

○大串福祉計画課長

来年度、今のところ5月か6月くらいからこの策定委員会は立ち上げていきたいと考えております。メンバーとしては、地域の方あるいは福祉関係の方ですとか総勢40名ぐらいを予定しているところでございます。その40名、交通機関とかそういった方も入ってまいりますのでそれぐらいの大人数になりますけれども、必ずしもその40名全員が全ての会に出るというところは今のところ想定はしておりません。合計で5回開催を予定しております。その中でテーマごとに区切った形で委員のメンバー、顔ぶれ等々も変えていければと考えているところでございます。

公開あるいは傍聴の関係でございます。これは座長の方ともよくご相談させていただき、検討させていただければと考えているところでございます。

○鈴木（ひ）委員

そうすると、40名程度で五、六月ぐらいから始めるということだと、おおよそ初めのメンバーみたいなのがどういう方というのは決まっているという感じですよ。そこら辺のところも少し、地域の方がどれくらいとか、どういうところでどういうふうに使われていくのかということと、それから座長はどなたがされるのかということについてもお聞かせいただきたいと思います。それで、ぜひこれも大事な計画になっていくと思いますので、区のほうからもぜひ公開をしていただきたいと思いますので、その点についてもお願いします。

○大串福祉計画課長

策定委員会の委員のメンバー、案というところでございますが、福祉医療の関係団体、例えば社会福祉協議会の会長ですとか民生委員、協議会、あるいは障害者団体、医師会等、こういった福祉医療の関係団体で全部で15名ほどを今想定しております。それから地域関係団体、区政協力委員の協議会、それから高齢者クラブであるとか青少年委員会、小中学校のPTA、こういった方たちで地域関係団体として9名の方を今のところ想定しております。それから、バリアフリー、まちづくり関係ということでJR、東急、京急、こういったところも考えています。それから、区内企業、特にCSRの推進をされている企業を2社想定しております。それ以外に公募といたしまして区民の方3名を考えているというところで、総勢約40名近い数を考えているところでございます。

それから、座長につきましては、現行の地域福祉計画推進委員会の委員長をやっていたいております。菱沼先生、今の長期基本計画の見直しのところでも学識経験者ということでご参加いただいている方でございます。こちらの方にお問い合わせしようかと思っております。

それから、会議の公開といったところにつきましてもやはり委員長ともご相談しながら考えてまいりたいと思っております。

○鈴木（ひ）委員

公開のほうはぜひよろしくをお願いします。あと、そういうメンバーで、区のほうでかわる部署はど

こになるのかということをお聞かせください。

○大串福祉計画課長

この地域福祉計画、昨年ご報告させていただいた際にも、いわゆる福祉分野の上位計画になるということでご説明をさせていただいたかと思います。そうなりますと、我々福祉部はもちろん子ども未来部、あるいは教育委員会にもお声がけをさせていただきますし、またやさしいまちづくりといったところでいくとハード系の部署、まちづくり関係のところ、かなり多岐にわたる部課と連携をしながらこの計画の策定を進めていきたいと考えているところでございます。

○大倉委員

このアンケートについて予算はどのぐらいなのか教えていただきたいのと、男女いろいろ年齢もさまざまな方たちから意見を聞いているのですが、調査結果を見ていくと、男女別とかに分かれていなかったり年齢が分かれていなかったりするのですが、そこまでやらない理由、結構男性と女性とか年齢の違う方で意見が違ってくるのかなという部分では、その辺の考え方をここに反映していないまとめ方にした理由というのを教えていただければと思います。

○大串福祉計画課長

予算額的には300万円でございます。男女といったところでございますけれども、バランスよくそういった男女あるいは年齢、地域、これは抽出させていただいてやっているところでございます。これはあくまでも今の段階では案というか速報値的な取り扱いになっておりますので、今後その属性等々を踏まえて、もう少し詳しいクロス集計等をしながら次年度の策定委員会ではお示しをしていければと考えているところでございます。

○大倉委員

ありがとうございます。では、今案ということで、先ほどもおっしゃっていましたがけれども速報値だから、例えば設問8だと男性だとこういう意見が多かった、女性だとこういう意見がある。年齢構成だとこういう意見が若い人たちに多いけれども、割と年齢の行った方だとこういう意見だったという集計はやっていくということでもいいのでしょうか。そうすると、そういったアンケート、目的のところに意向の把握と分析ということも入ってきてやってきているというところでもよろしいのか。確認だけお願いします。

○大串福祉計画課長

委員おっしゃるとおりでございます。例えば、2ページ、3ページは回答者の属性を聞かせていただいたところでございます。男性であるか女性であるか、あるいは年齢、それからお住まいの地域といったところを聞かせていただいております。例えばこの地区で男性で40代の方だったらどういった形のご回答になっているかということもクロス集計をしながら、属性的なところはもう少し分析をしていければと思っておりますし、その中からさまざまな意向等々が浮かび上がってくればそういった形でまた計画の中にそれを反映させながら議論を進めていければと考えているところでございます。

○若林委員

先ほどのご答弁で、40名ということで、一堂に会するわけではなくテーマごとに開催するというところで、いわゆる全体会議があって、小委員会みたいなのがあって、それを積み重ねて全体会議を5回ぐらいいやっているとというのが最初のイメージだったのですけれども、そういうことでいいのかということと、ではそのテーマごとというのはどういうテーマなのかということをお聞きしたい。

○大串福祉計画課長

この40名全体でそろうのがやはり第1回目の策定会議のときで、この計画策定の趣旨であるとかそういうところをご説明しながら、その中でまた有効な議論ができればと思っております。

基本的には、先ほど申し上げた福祉医療ですとか地域、こういった関係の方については全5回出ていただくような形を考えているところでございます。バリアフリーの関係、こちらの団体につきましては、今のところ1回目と2回目と一番最後である5回目。これには来ていただこうと考えております。間の3回と4回にはこちらの、特にバリアフリーの方はお呼びはしないだろうと思っております。

テーマでございます。例えば高齢者福祉であるとか子ども関係であるとか障害者であるとかあるいは生活困窮者であるとか、そういった形でテーマを決めさせていただいて、全5回効率的に進めていければと考えているところでございます。その辺につきましても、委員長と相談しながらどういった会にどういった形で、あるいはどういった方をお呼びしてといったところについて、詳細は今後また詰めて、来年度策定に向けて検討していきたいと考えているところでございます。

○石田（秀）委員長

ほかに。よろしいですか。

それでは、ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 品川区立上大崎シルバーセンターの一部改修について

○石田（秀）委員長

次に、(2)品川区立上大崎シルバーセンターの一部改修についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明願います。

○松山高齢者地域支援課長

それでは、私から、品川区立上大崎シルバーセンターの一部改修についてご報告させていただきます。

品川区立上大崎シルバーセンターに併設されておりました上大崎在宅介護支援センターが平成29年12月25日に移転し、事務室として使用されていた部屋を上大崎シルバーセンター洋室（一）として使用するため改修を行い、4月1日より使用を開始するものでございます。

内容でございますが、裏面の館内の見取り図をご覧ください。下の部分が1階平面になっております。1階の黒い四角で囲われたところの在宅介護支援センター事務室跡を洋室（一）に改修しまして、これまで洋室はその上の2階平面の四角い黒枠で囲われたところしかなかったのですが、この従前の洋室を洋室（二）と部屋の名称変更するものでございます。

表面にお戻りいただきまして、洋室（一）の規模は27.38㎡ということですので、目的外の使用料といたしましては、その面積に応じまして記載のとおりの使用料となっております。

スケジュールでございますが、2月27日本日工事が終了予定で、3月中旬までには机、椅子などの備品を整備しまして、4月1日から使用を開始するものでございます。

シルバーセンターのご利用者等への対応でございますが、1月に近隣の町会長へ説明させていただきまして、2月にご利用者の方への説明会を行いました。3月から利用予約の受付を開始するに当たりまして、現在各団体と調整を図っているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。本件に関しましてご質疑等がございましたら、ご発言願います。

いいですか。

それでは、ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 第5期品川区障害福祉計画・第1期品川区障害児福祉計画の素案について

○石田（秀）委員長

次に、(3)第5期品川区障害福祉計画・第1期品川区障害児福祉計画の素案についてを議題に供します。

まず初めに、本件につきまして昨日も少し話がありましたが、再度資料の差し替えがありますので、書記から配付させます。

それでは、本件につきまして、理事者より説明願います。

○飛田障害者施策推進担当課長

報告に入る前に、昨日資料1の差し替えになって申しわけございません。また本日資料2も差し替えとなってしまいました。本当に申しわけございません。新しい資料に基づいて説明をさせていただきます。

それでは、私から第5期品川区障害福祉計画・第1期品川区障害児福祉計画の素案について、ご報告をいたします。

1、策定経過ですが、平成29年6月23日に第1回品川区地域自立支援協議会から審議をいただきまして、8月には品川区障害児実態・意向調査を行いました。その後、各障害者団体とのヒアリングを行い、また計画策定意見交換会などを経て第2回品川区地域自立支援協議会にて素案をご審議いただきました。その素案をもとに、庁内連絡会やパブリックコメントを実施いたしまして、今回資料1の第5期品川区障害福祉計画・第1期品川区障害児福祉計画の素案ができ上がりました。

2、今回の計画においては、平成29年7月の厚生委員会では品川区障害児福祉計画策定のための実態・意向調査の実施について、平成29年11月6日の厚生委員会では障害児福祉計画策定実態・意向調査結果報告について、平成29年11月29日の厚生委員会では品川区障害福祉計画・品川区障害児福祉計画（素案）およびパブリックコメントの実施についてと報告してきたところです。

今回のパブリックコメントの実施結果ですが、実施期間は平成29年12月11日から平成30年1月10日まで、提出人数は持参の方が1名、ホームページからは14名、合計15人でした。本計画に関する意見件数は、全体で164件となっております。すみません、資料は118件ですが、訂正させていただきます。164件ありました。内容および回答については、資料2の「第5期品川区障害福祉計画・第1期品川区障害児福祉計画（素案）」についての区民意見公募（パブリックコメント）の実施結果と区の考え方についてにまとめてあります。公表については、第3回品川区地域自立支援協議会に報告をしたのち、区のホームページにて公表を予定しております。

4、今後の計画の予定については、平成30年3月2日の第3回品川区地域自立支援協議会にて計画の素案について報告し、区として決定した後、平成30年4月1日の広報しながわおよび区のホームページにて公表いたします。また、同時に障害者福祉課および区政資料コーナー、地域センター、保健センター、図書館にも布置いたします。冊子としましては500部、概要版としては2,000部を発行いたします。

前回からの素案の主な変更点です。資料1の第5期品川区障害福祉計画・第1期品川区障害児福祉計画（素案）の1ページをご覧ください。庁内連絡会や今回のパブリックコメントで語句の意味がわからないと意見をいただきましたので、下記の語句の説明を掲載いたしました。26ページをご覧ください。6の豊かな日常生活を送るためのサービスの充実、その下の表のところ「前期において実施した主

な取組み」の中の一番下のところですが、庁内連絡会のご意見を踏まえ区立図書館の取り組みについても追記しております。45ページの一番上の表をご覧ください。居宅介護の利用時間数についてです。こちらのほうはパブリックコメントにて利用時間数が少ないのではないかというご意見をいただきまして、こちらのほうでも検討し、利用時間数を増加しております。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○鈴木（ひ）委員

パブリックコメントもこれだけ164件の意見が出されて、その反映というのが今の2点だけということなののでしょうか。パブリックコメントが、これだけ前回の資料よりかなり分厚い資料になっているので、もっと充実をしていると書きかえられた部分もあるのかもしれないのですが、そういうパブリックコメントの主立った意見だったり、それがどう反映されたのかというあたりも少し教えていただけたらと思います。

それから、今回は団体の方からもヒアリングされましたよね。このヒアリングをされた団体が10団体というのは前回よりも多くなっているのか、前はどれくらいの団体からヒアリングをされたのかということも教えていただきたいのと、ヒアリングされた中で出された意見というのはまとめられているのでしょうか。まとめられているのであれば、主な意見ということも教えていただけたらと思います。

それともう一つ、今度3月2日に自立支援協議会がありますね。この自立支援協議会、これも今回3回しかやらないというところ、これが少なかったというのも前に課長からありましたけれども、3回目ということで、ここでこの報告もあるのだと思うのですが、その自立支援協議会のところは、やはり傍聴したい方もたくさんいらっしゃると思うのです。そういうところからすると、このお知らせがホームページに掲載されたのがたしか1週間前ぐらい、2月23日、1週間前ぐらいでしかなかったかなと思うのですが、これは多分今回かなりの関心を持って見られていて、傍聴もしたいという希望の方もたくさんいらっしゃる中で、なぜこんなぎりぎりの日にちになったのか。私はぜひ改善していただきたいと思うのですけれども、その点もお聞かせください。

○飛田障害者施策推進担当課長

まずパブリックコメントのほうです。全部で164件という本当に貴重なご意見をたくさんいただくことができました。また、今回こちらのほうで語句の言い回しがわかりにくいとか、あとどういう意味なのかという声があり、先ほどもご報告したとおり意味合いもつけ足しております。また、こちらのほうでは今回自立支援協議会の公開とか議事等の公表についてもお願いしたいとか、そういう専門部会の役割も記載してほしいという意見もありましたので、そちらのページにも協議会の役割について追記をさせていただきました。

また、各団体とのヒアリングについてです。前回やった数と同じ団体数なのですが、主に重度心身障害の方のお話などは非常に重く伝わってきたのですけれども、今、親の介護、親の高齢化というところでやはり子どもをなかなかお風呂に入れることが困難になってきた、また障害者の方自身も高齢化してきたという意見がありました。また、今回放課後等デイサービスの利用日数をもう少し増やせないかというご意見もいただきました。そういうところも今回反映して日数を増やしたところがございます。

また、自立支援協議会のほうですが、今回3回というところで、前回も答弁しましたけれども、少し

今回計画をつくるに当たり非常に少なかったことを反省しまして、次回計画のときは少し多目に協議会を開いていきたいと考えております。また、傍聴のお知らせについても、本来はもっと早くしなくてはいけないということで、またこのようにパブリックコメント164件、本当にたくさんのご意見を区民の皆さんからいただきました。そういう意味では非常に今回この計画については皆さん関心があられる。やはりその分しっかりつけないといけないというところで、少しそういうところで慎重になり過ぎて報告が遅くなってしまったので、これはまことに申しわけないと思います。先ほどのホームページの件もありましたが、こちらのほうも真摯に受けとめて、なるべく早くまたホームページ、そういう情報の伝え方に努めていきたいと考えております。

○鈴木（ひ）委員

ぜひそういうふうに情報が求められているところには早く出していただくということでよろしくお願ひしたいと思います。

それで、ちょっとしたこのパブリックコメントのところを読んでいったときに、表現を追記しますみたいところがたくさんあったので、ページ数も増えています。だから、そういうところではこのところをさらにパブリックコメントを踏まえて充実させていかれたというところが、もっといっぱい、2カ所だけでなくあるのではないかと思ったのですけれども、そういうところで今回改めて計画の素案で出されましたので、何点か少しお聞かせいただきたいです。この資料2のパブリックコメントのところで、1番のところで評価する団体が第三者による客観的な評価で判断すべきではないかという意見に対し、そういう客観性を担保できる体制で実施いたしますと回答しているのですが、この計画は前のときもそうでしたけれども、PDCAサイクルで毎年、この後にも実績を公表してくださいというのもあったと思うのです。そういうところで1年間どうだったのか、実績もしっかりと踏まえて翌年にそれをどう生かしていくかというPDCAサイクルでやっていくということになると思うのですけれども、そのところの毎年の実績とか評価というのは公表はされるのか、そのところの確認を1点お願ひしたいと思います。

それから、あと、このパブリックコメントも意見数としては164件ということですので多く思うのですけれども、実際出された人数というのは15人ということです。この15人というのは前回と比べてどうだったのかということと、そういう点では私はもっとこのところを改めて区民への説明会、これからこういう計画でやっていきますということも含めて、この素案の区民向け説明をやっていただきたいと思うのですけれどもいかがでしょうか。23区の中でも説明会は結構やっています、港区は介護保険の第7期の計画と地域福祉計画と合わせてなのですが、この障害福祉計画を10回やっているのです。きのうは介護保険のところでは言ったのですが、いろいろなところで、その区民の状況に合わせて夜しか来られない人のために夜間催したり、昼間のほうが都合がいい人のために昼間も夜も開催するかという形で、多分大田区、目黒区、港区、世田谷区、全てこの近隣区は実施していると思うのです。23区の中でも実施している区のほうが多くて、大半だと思います。そういう中でぜひ私はこれからそのPDCAに向けてもなのですけれども、こういう計画でいきますというふうなところでも、今回この計画案についてはスケジュールの部分もあるという話もありましたけれども、区民への説明をぜひ行っていただきたいと思うのですが、その点もお聞かせいただきたいと思います。

それからあと、この自立支援協議会なのですから、各部会が5つありますよね。その部会のこともここの中に明記するというので、今回の新たに明記されたと思うのですけれども、その5つの部会も公開してほしいという意見もこの中で出されているのですが、その公開についてと、それからあとど

んなメンバーでどれぐらいの頻度でどんなことが話し合われているのかというところもわかるような形でぜひどこかで公開してもらえないかとも思うのですけれども、その点もお聞かせいただきたいと思います。

○飛田障害者施策推進担当課長

まず、PDCAのサイクルのことですが、こちらのほうは1年間どういう実績があってどのような成果を得たか、そういうところはまた再確認する必要があります。そのことについてはまた来年度の自立支援協議会、そちらのほうでも伝えていきたいと考えておりますので、またその自立支援協議会を経て公表と考えております。

そして、説明会のことなのですが、今のところ説明会の実施は考えていませんが、また親身になって各団体や各個人の意見、窓口にいらっしゃったときに、丁寧な対応をして、また声を聞いていきたいと私も考えております。

今回5つの部会の内容についてはそちらに細かく記載させていただきました。ただ、その時々によって検討する内容が変わってきますので、誰がこのメンバーにいるかというのはなかなか固定はされていないというところがあります。その都度その課題に合わせて周知、招集して検討しているところです。また、公開のところについてまた何かの折にどこかで、自立支援協議会とかそういう場で公表などできればと考えております。

○鈴木（ひ）委員

本当にさまざまある、一つ一つ見ていくと切りがないくらいいろいろな問題が障害福祉のところにあると思います。少し主立ったものということだけになってしまうのですけれども、資料2の13ページのところに難病に関する記述や計画内容についての記載がすごく少なく、難病患者の実態や意向はどのように把握したのかという意見に対し、相談支援の充実等により適切な情報提供と意向の把握に努めてまいりますということで書かれているのですけれども、難病のことが少ないなというのは私もこの素案を見たときに思ったのです。そういう点では難病のことをどう取り組んでいくのか、また、相談支援の充実等と書かれているのですけれども、どこにどんな相談ができるのか、それをどう充実をさせていくのかというあたりも少しお聞かせいただけたらなと思います。

それからあと、3ページの障害者の団体のところでは、7団体のみと連携するのではなく、多くの障害者団体等と平等・公平に対応および連携し、その旨記載してほしいという意見に対し、ここでいう障害者団体とは団体を特定したものではありませんというふうに書かれています。今までは7団体に聞いて決めてきますみたいところが多かったと思うのですけれども、ヒアリングをした団体とか何かも平等な形での扱い、対応となっていくのかという点についてもお聞かせいただきたいと思います。

○飛田障害者施策推進担当課長

今回、難病等のところですが、なかなか難病の方が実際に外に出られなかったり、そういう支援で何が必要かというところを直接ご本人とはお話できないところがありますが、こちらのほうでも家族の方がそういうことで相談にいらした場合とかそういうところでより多くの把握に努めたいと思います。また、相談事業所等においてもそういう相談が来たときは、どのような対応をすればいいのか一緒に考えていければと考えております。また、難病の方についての今後の吸い上げというところもまた考えていきたいと思います。

そして、障害者団体のところですが、今までこちらのほうは7団体というところが出ていましたけれども、今障害者の団体登録という制度もありますので、そういうところにぜひ登録していただいたり、今

回のヒアリングも7団体以外の方の声も聞いております。そういう意味では7団体、もちろん7団体も大事なのですけれども、そのほかの団体の意見も十分聞き取っていきたくと考えております。

○鈴木（ひ）委員

ぜひこういう今回ヒアリングをしていただいたような形、平等に意見を聞いていくという形で進めていただきたいと思います。それから、難病のところもぜひよろしくお願ひいたします。

それと、あとは放課後等デイサービスと日中一時支援事業のところなのですけれども、この計画の資料1のところでは54ページに放デイが出ていて、63ページに日中一時が出ていると思うのですが、この記載の仕方が放デイのほうは利用者数と利用実日数となっていて、日中一時のところは年間延べ利用者数となっているので、どちらがどう多いのかというのがよくわからないのですけれども、これはどういうふうに見たらいいのか。また、放デイのほうは平成29年度の315人から480人に増えていて、日中一時が平成29年度の4,828人から8,073人に、2倍まではいかないですけれどもかなり増えているのですが、日中一時のほうの利用が高いと、多分そういうふうなものもこのパブリックコメントの中に書かれていたもので、改めてお聞かせいただきたいと思うのですけれども、その8,073人の利用を見込んでいるというのはどういうところから来るのか、今までの伸び方だと放デイのほうがすごく伸びているという思いがするのですけれども、その点もお聞かせいただきたいと思います。

○飛田障害者施策推進担当課長

こちらの放課後等デイサービス、54ページになりますが、こちらの日数の単位が月単位ということになっていますので、そこで伸びのところは大きく違うのかなと感じられます。日中一時のところですが、また今度平成31年4月に障害児者総合支援施設もできますので、それを見込んでの数字をこちらには書いております。

○鈴木（ひ）委員

日中一時は月単位で直すとすると、これを12で割ればいいという捉え方でいいのでしょうか。

○飛田障害者施策推進担当課長

そのようにお願ひいたします。

○鈴木（ひ）委員

これは同じような形で、その前後とかも人数と日数というふうに書いてあるところが多いですよ。そういうふうに書いてもらったほうが、同じように通っている施設なのでわかりやすいかなと思ったのですけれども、その点お聞かせください。

○飛田障害者施策推進担当課長

こちらの通所支援施設のところの、53ページの障害児通所支援のこちらの項目では、通所支援ということなので月単位で記入をさせていただいているというふうになります。こちらのほうは全部月で統一させていただいております。

○石田（秀）委員長

ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、以上で本件および報告事項を終了いたします。

3 所管事務調査

○石田（秀）委員長

予定表3、所管事務調査を議題に供します。

7月11日の委員会において決定いたしました国民健康保険の都道府県化について、調査を行ってまいります。今回も各委員の意見交換を中心に、共通認識を図りながら理解を深めていきたいと思っております。国保はこの後1度委員会があるのでそのときというのもあったのですが、所管事務調査は多分今回しかできないと思っておりましたので、今日入れさせていただきます。

それでは、まず本件につきまして理事者より説明願います。

○三ッ橋国保医療年金課長

所管事務調査、国民健康保険制度の広域化（都道府県化）の概要について、ご報告いたします。資料をご覧ください。

①財政運営の在り方の見直しでございます。現在、区市町村単位で行っております国保財政運営につきまして、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化させます。医療給付費に必要な費用は全額都が品川区へ交付。区は都へ納付金、標準保険料率に基づく保険料徴収相当額を納付いたします。都は、都内区市町村へそれぞれ納めるべき納付金や標準的な保険料を提示し、区はそれらを参考に保険料率を決定いたします。ただし、特別区は現在23区統一保険料方式をとっており、広域化後においては新たな統一保険料方式による保険料率とすることを原則といたします。都は、国保の運営方針を定め、区市町村の事務の効率化・広域化等を推進いたします。

図をご覧ください。左側が現行であり、右側が広域化の図でございます。左側の現行は、品川区が財政運営の主体となっており、中央黄色の品川区が左側青色の矢印で国や都からの交付金の交付を受け、また品川区から見て右下の緑の矢印で被保険者の方に保険料を納めていただき、これらがオレンジ色の矢印で示す医療機関へ支払う医療給付費の財源となる仕組みでございます。

一方、右側の広域化は、赤い点線部分が広がり、都が財政運営の責任主体となり、区市町村とともに財政運営を担うこととなり、財政運営の流れが大きく変わります。品川区が医療機関へ支払う医療給付費の給付の財源は、東京都から品川区へ向いている青い矢印のとおり、東京都が交付金として一旦100%区へ交付することとなるため、品川区が医療機関へ医療給付費を支払えなくなるというリスクを回避できます。これに対して品川区は、東京都へ納付金を納めることとなります。この納付金の金額は、都が区市町村ごとに提示する標準保険料率に基づいて決定されます。この標準保険料率を参考に、区は保険料率を決定することとなりますが、あくまでも参考として示されるものなので、実際は被保険者の負担と一般会計からの持ち出しの負担のバランスを図りながら保険料率を決定することとなります。

次に、②国保の広域化（都道府県化）のポイントは4つございます。1つ目は、財政運営の責任主体は東京都になることでございます。2つ目は、窓口業務は現行どおり品川区が担うことでございます。3つ目は納付金や標準保険料率の導入による保険料率の決定でございます。4つ目は、制度開始に伴い国において保険者努力支援制度などの公費を拡大し、さらに国および都において6年間の追加公費としての激変緩和措置を行うことでございます。これは、都へ納める納付金が減算され、納付金を基礎とする保険料率が引き下げられます。

最後に③、特別区における調整につきましては、1、特別区では将来的に都内の保険料水準の統一化を目指すこととして、都の示す納付金をベースに算定する新たな統一保険料率方式を実施いたします。2、平成30年度から独自の保険料負担軽減策として、本来の賦課総額に94%を乗じて、保険料賦課総額を引き下げ、負担軽減を図ります。こちらは6年間の実施予定でございます。

○石田（秀）委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご意見、ご質疑等がございましたらご発言願います。

○鈴木（ひ）委員

所管事務調査ということですから、委員同士の意見交換というのができるといいのですよね。

○石田（秀）委員長

そのとおりです。

○鈴木（ひ）委員

そうですね。今回の都道府県化で、東京都が国民健康保険運営方針というのを出しているのです。この中で、本当に赤字補填分の法定外繰り入れはなくすべきというのが繰り返し出てくるわけなのですが、そういうところで先ほども議論になった法定外繰り入れをなくすということになると、その分保険料の値上げに置きかわっていくわけですから、本当にどんどん保険料負担が増える。値上げになるというところは皆さんはやむを得ないと思っていらっしゃるのかと、法定外繰り入れを今まで高額療養費分を今年で5年目でゼロにしたわけです。それ以外にも法定外繰り入れをなくすということで保険料の負担がどんどん増えていくということに対してはどう考えられているのか、委員の皆さんのご意見を聞かせていただきたい。

○石田（秀）委員長

それだけでなくもいいのです。全体のことについてご意見があればどうぞ。考え方もあれば。

○若林委員

とりあえず質問になりますけれども、③の特別区における調整についてというところで、括弧の「ただし」書きのところ、各自治体が独自に対応することも可能とするということで、少し23区の中で動きがあるやに聞いた覚えがあるのですけれども、ここら辺は今どういう状況で、もしそういう対応が現実にあるとすれば、その内容とともに品川区としての考え方も一応確認はしておきます。

○三ッ橋国保医療年金課長

都政新報など新聞報道によりますと、特別区長会においては統一保険料方式を今まで継続してきましたけれども、統一保険料方式を原則としつつ独自も可という考え方に基づいております。今現在のところ、3区が独自という考え方でございます。また、品川区といたしましては、統一保険料方式を推奨していく側でございます。

○若林委員

都政新報を読めばわかるのかもしれませんが、区が捉えていらっしゃる、そこに出てこない情報もあると思うのですが、この3区がどういうふうに具体的に、要するに独自の設定をどういうふうにされて、それはなぜなのかというのも押さえていたら教えてください。

○三ッ橋国保医療年金課長

都政新報によりますと、千代田区、江戸川区、中野区の3区が独自という考え方でございます。また、それらの3区の状況でございますが、こちらで把握している限りでは、千代田区は東京都が示す標準保険料率というものが特別区全体の標準保険料率よりも低いということでございますので、特別区統一保険料方式をとってしまいますと高い保険料を取るようになってしまいます。したがって、被保険者数や所得の高い方々の、その区独自の状況がございまして、区独自という考えでございます。また、特別区は先ほど来申し上げておりますように、23区全体としては6年間の激変緩和措置と、国に基づいた方向性をもってまいりますけれども、今回江戸川区はそれよりも早く法定外繰入金を解消するという考

え方でございます。4年間というようになっております。中野区でございますが、中野区は割と平均的な、23区の中でもそれぞれが平均的な考え方でございますけれども、こちらは法定外繰入金を6年間ではなくもう少し長い部分でというふうに捉えております。

○鈴木（真）委員

所得の水準が今出たのですけれども、例えば品川の場合にはどのように判断していいのかということ、逆に支払いの額でいった場合に、医療費の支払いというのもやはり各区それぞれ大分違うと思うのですが、その辺のところを考えたときに品川はどういうふうに考えたらいいのでしょうか。

○三ッ橋国保医療年金課長

23区の医療費指数がございまして、品川区はこの23区の中で医療費指数が4位となっております。こちらは都内全体の平均を1といたしますと1.02ということで、医療費の水準が高い部分でございます。また、一方、1人当たりの所得につきましては、23区の中で9位ということでございます。この1人当たりの所得というのも、やはり品川区は全体よりも高いということでございます。

○鈴木（真）委員

すると、品川区としてはやはり統一保険料方式に入ったほうがそういうときにいいという判断なのですか。そこだけもう一回確認します。

○三ッ橋国保医療年金課長

品川区といたしましては、統一標準保険料率をとったほうが、都が示す標準保険料率よりも低いため、やはり統一保険料方式にのっとして、全体の方向として今現在のところはとっていくべきと考えております。そちらの考え方に賛同している状況でございます。

○石田（秀）委員長

皆さん、いろいろご意見をください。ただ、こちらにつきましては皆さんよくご存じのように議案がもうすぐ出てまいります。議案について予想されているものも新聞上等さまでも出ておりますが、そのために厚生委員会も開かれます。今日は都道府県化について当初から所管事務調査はやりましょうということになっております。所管事務調査ですので事前審査に当たらないように、情報はある程度把握をしていたとしても、まだ議案は出ておりませんので、その辺を踏まえながら皆さん意見を言っていたければと思いますので、よろしくをお願いします。

○鈴木（ひ）委員

都道府県化ということで、今までも先ほどの東京都からの指導みたいなのがあったと思うのですけれども、そういうのはもっと強力にされてくるところはあるのか。また、滞納整理マニュアルの中にも目標を掲げてこういうふうに毎月やりなさいというような一覧表もあったのですけれども、そういうところでは東京都が今度保険者の品川区と一緒にやるということになると、そういうところはさらに強まってくるのか。あと、特別交付金も同じような形でこれからも続けられていくのか。そこら辺の見通しについてお聞かせください。

○三ッ橋国保医療年金課長

東京都からの指導でございますけれども、こちらは今までどおりの状況で、これから厳しくなるかという部分につきましては、特に厳しくなるというのは聞いておりませんので、恐らく大丈夫なのではないかと推測しております。また、交付金につきましては、これまでどおりと考えております。

○石田（秀）委員長

そのほか、何かございますでしょうか。

繰り入れ等は次の委員会の議案審査のときに審査できるので、この制度についてもし皆さんいろいろご意見があればと思ったのですが。

では、これについてはよろしいですか。

では、ご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

4 その他

(1) 議会閉会中継続審査調査事項について

○石田（秀）委員長

最後に、予定表4のその他を議題に供します。

初めに、(1)議会閉会中継続審査調査事項についてでございますが、お手元に申出書（案）をお示ししております。先ほど陳情第3号と第4号が継続となりましたのでこちらに追加となります。この申出書（案）と陳情2件でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。それでは、このようにさせていただきます。

(2) 委員長報告について

○石田（秀）委員長

次に、(2)委員長報告についてでございます。昨日の議案審査の結果報告については、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。

それでは、正副でまとめさせていただきます。

(3) その他

○石田（秀）委員長

次に、(3)その他で何かございますでしょうか。

なければ、私より所管事務調査に関連して、皆様にご案内がございます。

この間、常任委員会で取り組んでまいりました所管事務調査の活動報告について。先日2月23日の委員長会において議長より各常任委員長に対して活動報告の提出依頼がございました。当委員会では、総合事業について（ケアマネジメントについて・介護予防について・生活支援体制整備について）、障害者支援について、および本日調査いたしました国民健康保険の都道府県化についての3項目に関する調査を行ってまいりましたので、議長から依頼のありましたとおり、活動の現況を報告していきたいと考えておりますが、文面につきましては、正副委員長にご一任いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○石田（秀）委員長

ありがとうございます。では、そのように報告をさせていただきます。

正副で調整させていただき、議長に報告する文面につきましては、後日皆様にもお配りをさせていただ

だきますので、よろしくお願いを申し上げます。

なければ、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。これもちまして、厚生委員会を閉会いたします。

○午後3時40分閉会